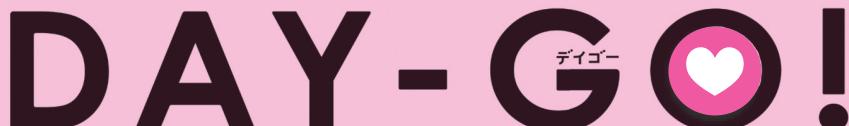


2020年4月1日以降保険始期用

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

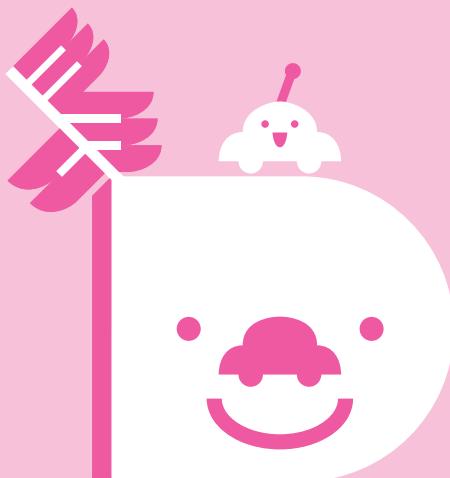


Daido Always by Your Side

けがの保険 ご契約のしおり

(普通保険約款・特約)

傷害総合保険



Daido
Always by
Your Side



この島の損保。

 大同火災海上保険株式会社

◆ はじめに ◆

このたびは、弊社の傷害保険をご検討・ご契約いただき、誠にありがとうございます。
心から厚く御礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧と万が一の際のお支払いの迅速公正をモットーとし、広く皆様のご愛顧を賜っております。今後とも、大同火災の傷害保険をご愛用くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者の皆様へ

※このしおりは、「DAY-GO!けがの保険」・「トップ保険」のご契約のしおりとなります。
「DAY-GO!けがの保険」・「トップ保険」は、「傷害総合保険」のペットネームです。

«ご契約のしおり»

この冊子には、ご契約の際の大切な事項が記載されており、以下の構成となっております。

契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきたいこと

ご契約に関する契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきたいことを記載しています。
必ずご一読ください。

■契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

■注意喚起情報：ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

「DAY-GO!けがの保険」・「トップ保険」（傷害総合保険）の普通保険約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。重要事項説明書と併せてご一読いただき、ご契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

➢弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいた有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

➢ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

➢普通保険約款は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特約が適用されます。

➢ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

目次

I 契約締結前におけるご確認事項	1
1. 商品の仕組み 契約概要	1
2. 基本となる補償等	2
(1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報	2
(2) 主な特約の概要 契約概要	3
(3) 特約の補償重複 注意喚起情報	4
(4) 保険金額の設定 契約概要	5
(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報	5
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等	5
(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要	5
(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報	5
(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報	6
4. 満期返りえい金・契約者配当金 契約概要	6
II 契約締結時におけるご注意事項	7
1. 告知義務（保険契約申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報	7
2. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等） 注意喚起情報	7
3. 死亡保険金受取人 注意喚起情報	7
(1) 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合	7
(2) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合	7
(3) ご契約後に死亡保険受取人を変更する場合	7
III 契約締結後におけるご注意事項	8
1. 通知義務等 注意喚起情報	8
2. 解約返りえい金 契約概要 注意喚起情報	8
3. 被保険者による保険契約の解約請求 注意喚起情報	8
4. 重大事由による解除	9
IV その他ご留意いただきたいこと	10
1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報	10
2. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報	10
3. 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報	10
4. 繼続契約について	10
5. 事故が発生した場合の手続き	10
(1) 事故が発生した場合	10
(2) 保険金の請求に必要な書類	11
(3) 保険金のお支払時期	11
6. 代理請求人制度	11
7. 共同保険	12
8. 契約内容登録制度	12
9. 保険料領収証の発行および保険証券の確認	12
10. 「保険契約の継続に関する特約（自動継続特約）」について	12
11. 「団体扱・集団扱に関する特約」について	12
12. 包括契約について	13
13. 準記名式契約について	13
14. Web 約款について	13
15. しまんちゅ相談サービスについて	13
16. 用語のご説明	14

V 普通保険約款・特約	15
1. 普通保険約款	16
傷害総合保険普通保険約款	16
2. 特約	37
被保険者の範囲を変更する特約	
(1) 家族補償特約	37
(2) 夫婦補償特約	41
(3) 本人・親族補償特約	45
傷害リスクの補償範囲を変更（制限・追加）する特約	
(4) 交通事故危険のみ補償特約	50
(5) 交通事故危険のみ死亡・後遺障害保険金倍額支払特約	52
(6) 自動車事故危険補償対象外特約	54
(7) 就業中の危険補償対象外特約	55
(8) 就業中のみの危険補償特約	55
(9) 管理下中の傷害危険補償特約	55
(10) 往復途上傷害危険補償特約（管理下中の傷害危険補償特約用）	55
(11) ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	56
(12) 部位・症状別保険金支払特約	57
(13) 傷害医療費用保険金支払特約	59
(14) 特別危険補償特約	63
(15) 熱中症危険補償特約	64
(16) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	64
(17) 天災危険補償特約	71
(18) 後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約	71
(19) 後遺障害等級限定（第7級以上）補償特約	72
(20) 入院保険金支払限度日数変更特約	72
(21) 通院保険金支払限度日数変更特約	72
傷害リスク以外のリスクを補償する特約	
(22) 日常生活賠償責任特約	73
(23) ハンター賠償責任補償特約	84
(24) ゴルフ中の損害賠償責任危険のみ補償特約	86
(25) 携行品損害補償特約（傷害総合保険用）	87
(26) ゴルフ用品損害補償特約	95
(27) 救援者費用等補償特約	96
(28) ホームヘルパー費用補償特約	102
(29) 事業主費用補償特約	108
(30) 育英費用補償特約	113
(31) 天災危険補償特約（育英費用補償特約用）	119
(32) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約	120
(33) 計報広告費用補償特約	127
(34) 計報広告費用補償特約（本人のみ補償用）	132
(35) 天災危険補償特約（計報広告費用補償特約用）	132
保険料払込みに関する特約	
(36) 保険料分割払特約	133
(37) 保険料分割払特約（一般団体用）	137
(38) 保険料支払に関する特約	140
(39) 保険契約の継続に関する特約	141
(40) 初回保険料の口座振替に関する特約	143
(41) 団体扱・集団扱に関する特約	146

保険金受取人変更に関する特約	
(42) 企業等の災害補償規定等特約	150
(43) 死亡保険金支払に関する特約	151
(44) 企業等の傷害保険金受取に関する特約	152
契約方式に関する特約	
(45) 準記名式契約特約 (全員付保) (同一保険金額用)	152
(46) 準記名式契約特約 (全員付保) (職名等別保険金額用)	153
(47) 準記名式契約特約 (一部付保) (同一保険金額用)	154
(48) 準記名式契約特約 (一部付保) (職名等別保険金額用)	155
(49) 1割以内異動不精算特約	156
(50) 通算短期率適用契約に関する特約 (団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用)	157
(51) 通算短期率適用契約に関する特約 (前年活動実績方式または平均活動日数)	158
(52) 長期保険特約	158
(53) 包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)	162
(54) 包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)	163
(55) 保険料確定特約 (包括契約に関する特約用)	164
(56) 共通団体傷害総合保険特約	165
(57) 訴訟の提起に関する特約	166
(58) 共同保険に関する特約	166
VII 大同火災のしまんちゅ相談サービス利用規約	168
VIII 保険証券面の表示等について	170
1. 特約一覧	170
2. 運動危険・特別危険コード一覧	172
3. 共同保険引受保険会社名称一覧	173

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み [契約概要]

傷害総合保険は、被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（以下、「ケガ（注）」といいます。）を被った場合等に保険金をお支払いします。商品やセットする特約によって被保険者の範囲や保険金が支払われる事故の範囲が異なります。また、基本となる補償、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

（注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

DAY-GO!けがの保険

しまんちゅ 安心プラン	自動的にセットされる特約 (自動セット特約)	セットすることができる特約 (任意セット特約)
子育て安心プラン	熱中症危険 補償特約 + 訃報広告費用 補償特約	保険契約の継続 に関する特約 (自動継続特約) + 家族補償 特約 + 夫婦補償 特約 + 自動車事故 危険補償 対象外特約 + 本人・親族 補償特約
ゴルフアーライズ プラン	ゴルフ中の 傷害危険のみ 補償特約 + 熱中症危険補償 + 賠償責任危険補償 + 携行品損害補償 + ホールインワン・ アルバトロス費用補償	日常生活賠償 責任特約 (ゴルフ中のみ補償) 携行品損害 補償特約 (ゴルフ用品のみ補償) ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約
自転車 プラン	交通事故危険 のみ補償特約 + 熱中症危険補償 + 賠償責任危険補償	保険契約の継続 に関する特約 (自動継続特約)

（注）「ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約」と「ゴルフ用品損害補償特約」も同時にセットされます。

トップ保険

タイプ プラン	基本となる補償	自動的にセットされる特約（自動セット特約）
	ケガの補償 (交通事故によるケガのみ) + 熱中症危険補償 + 賠償責任危険補償	熱中症危険 補償特約 + 交通事故危険のみ 死亡・後遺障害保険金 倍額支払特約 + 日常生活 賠償責任特約

各商品における被保険者に範囲は以下のとおりです。
※家族構成は保険金支払事由発生時のものをいいます。

商品名	被保険者の範囲		
	本人 ^(注1)	配偶者	その他ご家族 ^(注2)
DAY-GO! けがの保険	本人型	○	—
	家族型	○	○
	夫婦型	○	○
	本人・親族型	○	—
	子育て安心プラン	○	—
	ゴルファープラン	○	—
	自転車プラン	○	—
	トップ保険	○	—

(注1) 保険契約申込書の「被保険者ご本人」欄記載の方をいいます。

(注2) 家族型においては、本人または配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚の子、本人・親族型においては、本人の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚の子をいいます。

日常生活賠償責任特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

- 本人
- 配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
- 上記のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせていただくことが可能です。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故が発生した保険年度と同一の保険年度に既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・心神喪失等を原因とする場合、およびこれらを原因としてケガをした場合（例えば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒をしたためケガをした場合など） ●妊娠・出産・早産を原因としたケガ ●細菌性中毒およびウイルス性中毒 ●酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリーカーリミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ^(注6) ●自動車競走選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ^(注6) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）腰痛等で医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% ^(注1) をお支払いします。ただし、その事故が発生した保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院 ^(注2) に限ります。	
手術保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 ^(注3) を受けた場合に、次のとおり保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
	・入院中の手術→入院保険金日額×10倍 ・外来の手術→入院保険金日額×5倍	など
通院保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）した場合 ^(注4) に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、90日間を限度 ^(注5) とします。	

(注1) 後遺障害等級限定補償特約をセットした場合には、お支払い対象となる後遺障害が制限されます。

(注2) 入院保険金支払限度日数変更特約をセットした場合には、支払限度日数は30日間に限定されます。

(注3) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。ただし、一部手術を除きます。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

(注4) 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数についても通院したものとみなします。

(注5) 通院保険金支払限度日数変更特約をセットした場合には、支払限度日数は30日間に限定されます。

(注6) これらの事由で生じたケガについては、特別危険補償特約をセットすることで補償可能です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約（自動セット特約）
- ご契約時にお申出があり、弊社が引き受けける場合にセットされる特約（任意セット特約）

a. 自動セット特約	熱中症危険補償特約	<p>熱中症^(注1)による身体障害を被った場合に、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、死亡保険金については、事故時点において被保険者が、次のいずれかに該当する場合のみお支払いの対象となります。</p> <p>①満23歳未満であること ②学校教育法に定める学校の学生および生徒^(注2)であること (注1) 保険期間中に、被保険者が被った急激かつ外因による日射または熱射のことをいいます。 (注2) 入学手続きを終えたものを含みます。</p>
b. 任意セット特約 ※プランによっては自動セットになる場合もしくはセットできない場合があります。	日常生活賠償責任特約	<p>日本国内において次の事故で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき保険証券記載の保険金額を限度として、損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償の額をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用等もお支払いします（賠償金額の決定には弊社の承認を必要とします。）。</p> <p>① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>*1 法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引き受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償請求権者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引き受けできない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>*2 被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種のご契約をされている場合には、補償が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。</p>
	保険契約の継続に関する特約（自動継続特約）	ご契約時に定めた継続年齢まで、毎年、前年契約と同内容で自動的に継続されます。詳しくは「IV.10.「保険契約の継続に関する特約（自動継続特約）」について」をご確認ください。

計報広告費用 補償特約	<p>本特約の被保険者^(注1)が日本国内または国外において傷害または疾病を被り、その直接の結果として死亡した場合に、新聞等の計報広告^(注2)掲載にかかる費用^(注3)を補償します。</p> <p>(注1) 本特約の被保険者は、主契約の被保険者ご本人もしくは被保険者ご本人およびそのご家族となります。</p> <p>(注2) 新聞等に掲載される、葬儀・告別式の案内や告別式会葬御礼等の広告をいいます。</p> <p>(注3) 被保険者の傷害または疾病による死亡が保険期間中であれば、計報広告費用の発生が保険期間中であるか否かは問いません。</p> <p>*1 特約をセットしてから30日以内の、疾病による死亡により被った損害については、保険金をお支払いできません（傷害による死亡の場合を除きます。）。ただし、2年目以降の契約には適用しません。</p> <p>*2 本特約の内容については、保険金請求が可能となる方に対しても必ずご説明ください。</p>
ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約	<p>アマチュア資格のゴルファーが、日本国内のゴルフ場において「ゴルフ競技^(注1)中」にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、習慣として負担する贈呈用の記念品購入費用、祝賀会費および記念植樹費用等の実費について保険金額の範囲内でお支払いします。</p> <p>(注1) 「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴（公式競技の場合は、同伴の有無は問いません。）し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) ホールインワンまたはアルバトロスの確認については、以下のいずれかの要件が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる者の両方（公式競技においてはいずれか一方）が目撃していること <ul style="list-style-type: none"> ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者* ※具体的には次の方をいいます。 [帯同者、ゴルフコンペ参加者、同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティープレイヤーなど] ② 記録媒体に記録された映像等の達成証明資料により、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できること

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（傷害総合保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。^(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償対象外となつたときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	DAY-GO! けがの保険の 日常生活賠償責任特約 ^(注1)	DAY-GO! くるまの保険の 日常生活賠償責任特約

②	DAY-GO! けがの保険の携行品損害補償特約 <small>(注2)</small>	DAY-GO! くるまの保険の携行品損害補償条項
③	DAY-GO! けがの保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約	DAY-GO! くるまの保険のゴルファー特約(ホールインワン・アルバトロス費用補償条項)

(注1) ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約をセットした場合でも一部重複が生じますのでご注意ください。

(注2) ゴルフ用品損害補償特約をセットした場合でも一部重複が生じますのでご注意ください。

(4) 保険金額の設定 契約概要

① 保険金額の設定にあたっては、次の a.b. にご注意ください。

a. お客さまが実際にご契約される保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

b. 各保険金額・日額は引受の限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、同種の危険を補償する他の保険契約等と合計して1,000万円が上限となります。

・被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合

・保険契約者と被保険者が異なる契約において、その被保険者の同意がない場合

② 被保険者が保険開始日時点で満70歳以上である場合や、これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●保険期間：1年間（1年末満の短期契約や引受条件によっては1年超の長期契約も可能です。）

※「保険契約の継続に関する特約」をセットした場合、保険期間は1年に限り、次年度以降は自動的に継続されます。実際にご契約いただくにあたってのお客さまの保険期間は保険契約申込書等の保険期間欄でご確認ください。

●補償の開始：保険期間の初日（始期日）の午後4時（これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻）

●補償の終了：保険期間の末日（満期日）の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額・被保険者本人のお仕事の内容（交通事故危険のみ補償特約をセットする場合を除きます。）等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は次のとおりです。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払	
		6回払	12回払
直接集金 <small>(注1)</small>	<input type="radio"/>	×	<input type="radio"/> (注4) (10%割増)
口座振替 <small>(注2)</small>	<input type="radio"/>	×	<input type="radio"/> (5%割増)
団体扱・集団扱 <small>(注3)</small>	<input type="radio"/> (5%割引)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

○：選択できます。 ×：選択できません。

(注1) 直接集金では、取扱代理店が保険料を直接領収いたします。また、保険契約締結のお手続きの際に第1回目の保険料をお支払いください（一時払の場合は、保険料の全額をお支払いください。）。

(注2) 口座振替では、弊社の指定する金融機関の口座から、毎月26日にお引き落としいたします。26日が休業日の場合は翌営業日にお引き落としいたします。

- (注3) お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能ですが（団体扱契約・集団扱契約）。なお、団体扱・集団扱をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。
- (注4) 直接集金方式の12回払については一般団体の場合のみ選択可能です。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、分割払の場合は保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日^(注)までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

なお、分割払のご契約の場合で、死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分保険料を請求させていただくことがあります。

(注) 保険料の払い込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、翌々月末日まで延長となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（保険契約申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険契約申込書等に記載された内容のうち、★または☆がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ・被保険者本人の「職業・職務」(交通事故危険のみ補償特約をセットする場合を除きます。)
- ・同様の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

2. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等） 注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。クーリングオフは、下図のような書面でお申し出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、弊社「事務サービス部 契約計上課」あてに、必ず郵送してください（8日以内の消印有効）。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・営業または事業のためのご契約 | ・質権が設定されたご契約 |
| ・法人または社団・財団等が締結されたご契約 | ・第三者の担保に供されているご契約 |

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日（始期日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日）から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

□	9 0 0 8 5 8 6
沖縄県那覇市久茂地1-12-1	
大同火災海上保険株式会社	
事務サービス部 契約計上課 行	

裏面〔記載事項〕

- ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者署名
- ④電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥申込まれた保険の種類
- ⑦証券番号（保険契約申込書控の右上に記載）または領収証番号
- ⑧取扱代理店・扱者

3. 死亡保険金受取人 注意喚起情報

（1）特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

（2）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、保険契約が無効となります。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）のご家族に対し、保険の加入についてご説明ください。

（3）ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

保険契約申込書等に☆がついている事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ・被保険者本人の「職業・職務」

●また、次の「補償対象外となる職業」に該当した場合は、ご契約を解約いただかず、弊社からご契約を解除します。

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競走選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

●ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ① 保険証券記載の住所を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

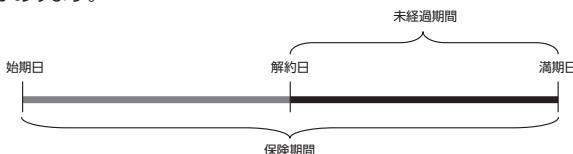
2. 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。

●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



3. 被保険者による保険契約の解約請求 注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合は、ご契約者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ ご契約者または保険金を受け取るべき方が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当する、または関与していると認められた場合
- ④ 同種の他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金が過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

- ⑥ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際は被保険者（本人）であることを証明していただく資料等をご提出していただきます。
- ※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。

4. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

- ・保険契約者または被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ・被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ・保険契約者が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

この場合は、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただけ有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金や解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象であり、引受保険会社が破たんした場合でも次のとおり補償されます。

○保険期間が1年以内のご契約の場合は、保険金や返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は100%が補償されます。

○保険期間が1年超のご契約の場合は、保険金や返り金等は90%までが補償されます（ただし、主務大臣が定める率により高い予定利率を適用している保険契約は、補償割合が90%を下回ることがあります。）。

3. 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することができます。

詳しくは弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) をご覧ください。

4. 繰続契約について

●保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できることや補償内容を変更させていただくことがあります。

●弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

5. 事故が発生した場合の手続き

(1) 事故が発生した場合

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支

払いができないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類

保険金の請求にあたっては、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただきます。

※事故の内容または損害の額等に応じ、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますのでご了承ください。

必要となる書類		必要書類の例
1	保険金請求意思および保険金請求権者が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">・保険金請求書・印鑑証明書・戸籍謄本・死亡保険金受取に関する同意書・委任状・代理請求人による保険金の請求および受領に関する確認書・住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">・事故報告書・就業不能状況報告書・傷害状況報告書・事故証明書・メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
3	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">・示談書・免責証書・念書・判決書(写)・調停調書(写)・和解調書(写)・相手方からの領収書、承諾書 など
4	保険金支払額の算出に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">① 被保険者の身体の傷害に関する事故または他人の身体の障害に関する賠償事故の場合<ul style="list-style-type: none">・死亡診断書(写)・死体検査書(写)・後遺障害診断書・診断書・診療報酬明細書・入院通院申告書・治療費領収書・運転免許証(写)・レントゲン(写)・所得を証明する書類・休業損害証明書・源泉徴収票② 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合<ul style="list-style-type: none">・修理見積書・被害物等の写真・請求書または領収書・図面(写)・被害品明細書・賃貸借契約書(写)・売上高等が確認できる帳簿(写) など
5	保険の対象であることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">・被保険者名簿 など
6	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	<ul style="list-style-type: none">・同意書 など
7	弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類	<ul style="list-style-type: none">・同種の他の保険契約等の保険金支払内容を記載した書類 など

(3) 保険金のお支払時期

弊社が保険金の支払いに必要な書類の取り付けを完了した日から、原則として**30日以内**に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客様にその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- ② 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 後遺障害の内容、その程度を確認するための、医療機関による診断等の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合の調査 60日
- ⑤ 日本国外での調査が必要な場合 180日
- 損害賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金請求権については**時効（3年）**がありますのでご注意ください。

6. 代理請求人制度

代理請求人制度とは、被保険者が保険金のお支払いの対象となる傷害を被り、保険金をご請求さ

れる前に、重度の障害により保険金の請求ができなくなってしまった等の特別な事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、被保険者の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として保険金のご請求が可能となる制度です。詳しくは取扱代理店または弊社にお問い合わせください。本制度については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

7. 共同保険

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

8. 契約内容登録制度

弊社では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

損害保険会社等の間では、登録情報により保険契約や保険金請求の状況等について確認を行っております。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明な点は弊社までご照会ください。

9. 保険料領収証の発行および保険証券の確認

保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

10. 「保険契約の継続に関する特約（自動継続特約）」について

本特約がセットされる場合、ご契約者と弊社と間でご契約時に定めた保険契約申込書記載の継続年齢^(注1)まで、保険契約が満了する日のご契約内容と同一のご契約内容^(注2)で毎年自動的に保険契約を継続します^(注3)。なお、自動継続は、保険契約が満了する月の前月10日までにご契約者または弊社から申し出ることにより、停止することができます。

(注1) 継続年齢については、満70歳（育英費用補償特約がセットされた場合は満22歳）が上限となります。

保険契約申込書に特に記載がない場合は、上記年齢まで自動継続となります。

(注2) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更になります。

(注3) 次の契約等については、本特約はセットできません。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

① トップ保険契約

② DAY-GO! けがの保険の下記契約

○短期契約 ○長期契約 ○団体契約 ○団体扱・団体扱契約

○「特別危険補償特約」または「ハンター賠償責任補償特約」をセットする契約等、一部の個人契約

11. 「団体扱・団体扱に関する特約」について

団体扱・団体扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・被保険者がそれぞれ下表の範囲に該当するときに限られます。

ご契約者の範囲	<p>①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ②系列会社の社員の方^(注) ③退職者の方^(注) ④弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方（役員・従業員等） (注) 系列会社の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。</p>
---------	---

被保険者の範囲	①ご契約者本人 ②ご契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同じ。） ③ご契約者の同居の親族 ④ご契約者の別居の扶養親族
---------	---

団体扱・集団扱でご契約の場合、以下の理由により団体扱・集団扱に関する特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことや、現在のご契約を解約して新たにご契約いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 退職などにより団体から給与の支払いを受けなくなった場合
- 親会社との資本関係の変更により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合
- 団体において弊社で「団体扱・集団扱に関する特約」をセットしてご契約いただくご契約者の数が10名未満となった場合など、団体と弊社の間で締結している集金契約が解除される場合等

12. 包括契約について

包括契約にてご契約いただく場合の保険料は「暫定保険料」となっており、毎月一定日までに確定した人数等の報告をいただき、それに基づいた「確定保険料」と「暫定保険料」の差額を精算していただきます。なお、所定の条件を満たす契約については、「保険料確定特約」をセットすることにより、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要することができます。また、毎月の通知につきましても不要となります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

13. 準記名式契約について

準記名式契約^(注)の場合は、被保険者全員の名簿の備付けをお願いします。名簿に記載がない方については保険金支払対象外となります。また、人数の増員・減員の場合はご連絡ください。追加保険料のお支払いがない場合、支払保険金が削減されることがあります。

(注) 団体と一定の関係にある方を被保険者とし、明細書や加入依頼書に被保険者指名を記載することなくあらかじめ定めた条件で補償する契約方法をいいます。

14. Web 約款について

「ご契約のしおり（約款）」を「冊子」ではなくインターネット上でご確認いただくWeb 約款をおすすめしております。保険契約申込書においてWeb 約款を選択していただき「ご契約のしおり（約款）」のお届けを省略させていただく場合、当社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行なう団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web 約款を選択された方は、弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) から「ご契約のしおり（Web 約款）」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約をご確認ください。

15. しまんちゅ相談サービスについて

傷害総合保険（「DAY-GO! けがの保険」または「トップ保険」）をご契約のお客さまとその家族を対象として、医療相談や相続相談等について、専門のオペレーターへお電話にてご相談いただけるサービスです。以下サービスの概要を記載しています。全ての内容を記載しているものではありませんので、詳しくは「しまんちゅ相談サービス利用規約（P.168）」をご確認ください。

医療相談	健康相談、緊急医療相談、医療機関案内、入院時相談、予約制専門医相談、転院時移送手配、がん専用相談窓口
相続相談	相続相談、税理士紹介

(注1) 個人契約および記名式の団体契約のお客さまが対象となります。

(注2) 弊社の提携会社であるジャパンアシストインターナショナル株式会社が提供するサービスです。

16. 用語のご説明

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
同種の他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払条件が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
払込期日	保険料を払込いただく期日のことで、保険証券に記載しており、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
未婚	婚姻歴のないことをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面により確認できる場合に限ります。）。※婚約とは異なります。 ①婚姻意思を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
親族	6 親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

※適用される普通保険約款・特約において「用語の定義」が設けられている場合がありますので、併せてご確認ください。

V 普通保險約款・特約

1. 普通保険約款

傷害総合保険普通保険約款

この保険契約に適用される保険約款の説明

1. この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当会社は保険約款に基づいて、保険金を支払います。
 - (1) 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
 - (2) 普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
2. この保険契約には、普通保険約款として、第1章 補償条項第4条（死亡保険金のお支払い）から第7条（通院保険金のお支払い）のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された補償と、これらに共通して適用される第2章 基本条項が適用され、当会社は、その限度で保険責任を有するものとします。
3. この保険契約に適用される保険約款において、下表に掲げる用語の定義は、この保険約款に共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。ただし、別途定義がある場合はその定義に従います。

<この保険契約全般に共通する用語の説明－定義>

(50音順)

区分	用語	定義
あ 行	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
か 行	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 行	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

		<p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>(注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要な部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
	親族	6 親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
た 行	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
	通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
な 行	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
は 行	配偶者	婚姻関係にある者の相手方をいい、法律上の婚姻届出が提出されていない事実上の婚姻関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	被保険者	保険証券の本人欄に記載の被保険者をいいます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1章 補償条項

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この普通保険約款に従い保険金を支払います。
- (注) 以下「事故」といいます。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2のいずれかに掲げるものに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（死亡保険金のお支払い）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) 第31条（死亡保険金受取人の変更）(1) または(2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第31条（死亡保険金受取人の変更）(8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第5条（後遺障害保険金のお支払い）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$
- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

区分	保険金支払割合
① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④ ①から③まで以外の場合	重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

適用する割合	=	別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	- 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	---	-----------------------------------	-------------------------------

第6条（入院保険金および手術保険金のお支払い）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数 (注)}}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付とされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5$$

(注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注2) 第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（通院保険金のお支払い）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数 (注)}}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第2章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれ

を知らなかった場合（注）

- ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金をお支払いする場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認める限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げたことを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- （4）（2）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - （5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずして発生した傷害については適用しません。

第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- （1）保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- （2）職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も（1）と同様とします。
- （3）保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）または（2）の規定による通知をしなかった場合において、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率が変更前の職業または職務に対して適用された保険料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。

$$\text{削減される前の保険金の額} \times \frac{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料率}}{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率}}$$

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

- （4）（3）の規定は、当会社が、（3）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

- （5）（3）の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずして発生した傷害については適用しません。

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

- （6）（3）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注1）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- （7）（6）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いませ

ん。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるこ^{ト。}

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (注1) 暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- ① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または(2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に對しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条（被保険者による保険契約の解約請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解約することを求めるることができます。
- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解約しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3) の規定によりこの保険契約（注）が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険契約の解除または解約の効力）

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 告知事項の訂正の申出の承認、通知すべき事項等の通知の受領または契約条件の変更の申出の

承認をした場合で、保険料を変更する必要があるときの保険料の返還または追加保険料の請求は下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することができます。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の事実が生じた場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\text{未経過期間の月数 (注1)}} \times \text{保険期間の月数 (注2)}$
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{1 - \frac{\text{既経過期間の月数 (注3)}}{\text{保険期間の月数 (注2)}}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数 (注3)}}{\text{保険期間の月数 (注2)}} \right]$

(注1) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。

削減される前の保険金の額	$\frac{\text{変更前の職業または職務に対して適用された保険料率}}{\text{変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率}}$
--------------	---

(注) 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (1)③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約

者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）

保険契約の無効、失効または取消しの場合の保険料の返還は、下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）①の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{既に払い込まれた保険料} \times \text{未経過期間（注）の日数}}{365}$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{既に払い込まれた保険料} \times \text{未経過期間（注）の日数}}{\text{保険期間の日数}}$ <p>なお、第4条（死亡保険金のお支払い）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。</p>
③ 第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

(注) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいいます。

第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）

保険契約の解除または解約の場合の保険料の返還は、下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分	保険料の返還
① 第12条（告知義務）(2)、第19条（重大事由による解除）(1) もしくは(2) もしくは第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2) またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当会社が保険契約（注1）を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注2）}}{\text{保険期間の月数（注3）}} \right]}{ }$
② 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{既に払い込まれた保険料} \times \text{未経過期間（注4）の日数}}{365}$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p>

	$\frac{\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間 (注4) の日数}}{\text{保険期間の日数}}}{\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数 (注2)}}{\text{保険期間の月数 (注3)}} \right]}$
③ 第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。
④ 第20条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)または(3)の規定により、保険契約者または被保険者が保険契約（注5）を解約した場合	ただし、保険契約者が保険契約の条件の変更等を行つために、中途更改（注6）する場合で、当会社が認めるときは、上記②に定める算式により算出した額を返還します。

(注1) 第19条（重大事由による解除）(2)については、その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいいます。

(注5) その被保険者に係る部分に限ります。

(注6) この保険契約を一旦解約し、その解約日を保険期間の初日として新たな保険契約を当会社と締結することをいいます。ただし、この保険契約を一旦解約しなければ保険契約の条件の変更等ができる場合に限ります。

第25条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これ行使することができるものとします。

区分	保険金請求の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金	被保険者が被った第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④ 手術保険金	被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時

⑤ 通院保険金	被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
---------	---

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- （注1）<この保険契約全般に共通する用語の説明一定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （注2）<この保険約款全般に共通する用語の説明一定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受けるべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第25条（事故の通知）の規定による通知または第26条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第29条（時効）

保険金請求権は、第26条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第31条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する

- 前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第32条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第33条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- （注）以下「協会」といいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除また

- は保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第35条（被保険者が複数の場合の普通保険約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第36条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）①の運動等

山岳登山はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- （注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- （注2）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注3）職務として操縦する場合を除きます。
- （注4）モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）②の職業

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- （注1）動物園の飼育係を含みます。
- （注2）レフリーを含みます。

別表3 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%

第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

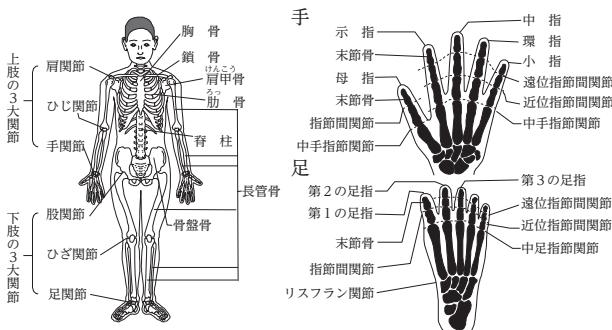
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	42%
	(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	26%

	(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	20%
	(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したものの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの	7%
	(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表4 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

- 長管骨または脊柱
 - 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
 - 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。
(注) ギプス、ギブシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帶、胸骨固定帶、肋骨固定帶、サポーター等は含みません。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類				
	死 亡	障 害	後 遺	入 院	手 術
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかつた場合）	○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○
13. その他当会社が第26条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 特約

被保険者の範囲を変更する特約

(1) 家族補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
家族	第2条（被保険者の範囲）①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
- （注1） 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- （注2） これまでに婚姻歴のないことをいいます。

第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）

保険期間の中途において、この特約の被保険者に該当しなくなった者および新たに該当した者について、当会社は、次のとおり取り扱います。

- ① 傷害の原因となる事故が発生した時までに前条に規定する被保険者に該当しなくなった者は、被保険者に含みません。
- ② 保険期間の中途において、新たに被保険者に該当した者については、被保険者に該当した後に傷害の原因となる事故が発生した場合に限り、被保険者に含むものとします。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額を限度とします。

- ① 本人および配偶者については、それぞれの死亡・後遺障害保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、死亡・後遺障害保険金額

第5条（本人死亡時の取扱い）

- (1) 本人が普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約すること。

（注）次条に該当する場合を除きます。
- (2) (1)の事由によって本人が死亡した場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）および第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）の規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるこ^ト。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- ① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- (注) ①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注2) (2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第8条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- (1) 前条（2）④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）の規定による解約請求が行われた場合、または本人により同条（3）に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が同第5条（後遺障害保険金のお支払い）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約（注2）を解約すること。
- （注1）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。
- （注2）その家族に係る部分に限ります。
- (2) 前条（2）④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解約請求）（3）の規定により本人が解約を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）および第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との統柄によるものとします。
- (3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還または請求を行い、または保険金を削減して支払います。
- (4) 当会社は、この特約に付帯された他の特約に、被保険者による特約の解約請求の規定がある場合には、その規定についても（1）から（3）までと同様とします。

第9条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

- (1) 当会社は、第5条（本人死亡時の取扱い）（1）①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することができます。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求	
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\times} \frac{\text{未経過期間の月数 (注1)}}{\text{保険期間の月数 (注2)}}$	
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\times} \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数 (注3)}}{\text{保険期間の月数 (注2)}} \right]$	

（注1）未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第5条(本人死亡時の取扱い)の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。

削減される前の保険金の額	×	変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率
		変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率

第10条(普通保険約款の保険金をお支払いしない場合に関する補則)

- (1) 普通保険約款第2条(保険金をお支払いしない場合ーその1)(1)①および③から⑤までの規定により当会社が保険金を支払わない被保険者は、第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のうち、普通保険約款第2条(1)①および③から⑤までの規定に該当する者に限ります。
- (2) 被保険者が普通保険約款第3条(保険金をお支払いしない場合ーその2)のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、同第3条の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。ただし、この場合において、当会社が保険金を支払わない被保険者は、第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のうち、普通保険約款第3条のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被った者に限ります。

第11条(死亡保険金受取人の変更)

普通保険約款第31条(死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款の下表の規定を適用しません。

① 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)および(7)
② 第19条(重大事由による解除)
③ 第24条(保険料の返還ー解除または解約の場合)②

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)	被保険者が	本人が
② 第15条(保険契約の無効)(2)	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約	この保険契約の被保険者になること
	その被保険者	保険契約者以外の被保険者
③ 第15条(注)の規定中	被保険者	その被保険者
④ 第22条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(4)および(5)	事故による傷害	事故による本人の傷害
⑤ 第23条(保険料の返還ー無効、失効または取消しの場合)(2)	第4条(死亡保険金のお支払い)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が	第4条(死亡保険金のお支払い)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって、家族補償

	死亡した場合	特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員が死亡した場合
⑥ 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）①	第12条（告知義務）(2)、第19条（重大事由による解除）(1)もしくは(2)	第12条（告知義務）(2)、家族補償特約第7条（重大事由による解除）(1)もしくは(2)①もしくは③
⑦ 第24条④	第20条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)または(3)の規定により、保険契約者または被保険者が保険契約（注5）を解約した場合	家族補償特約第5条（本人死亡時の取扱い）(1)②または家族補償特約第8条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)②の規定により、保険契約者が保険契約（注5）を解約した場合
⑧ 第24条（注1）	第19条（重大事由による解除）(2)については、その被保険者	家族補償特約第7条（重大事由による解除）(2)①または③については、その家族
⑨ 第35条（被保険者が複数の場合の普通保険約款の適用）	被保険者	家族
	2名以上	2以上

（2）夫婦補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
夫婦	本人およびその配偶者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、夫婦を被保険者とします。

第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）

保険期間の中途において、この特約の被保険者に該当しなくなった者および新たに該当した者について、当会社は、次のとおり取り扱います。

- ① 傷害の原因となる事故が発生した時までに前条に規定する被保険者に該当しなくなった者は、被保険者に含みません。
- ② 保険期間の中途において、新たに被保険者に該当した者については、被保険者に該当した後に傷害の原因となる事故が発生した場合に限り、被保険者に含むものとします。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、本人および配偶者のそれぞれの死亡・後遺障害保険金額もって限度とします。

第5条（本人死亡時の取扱い）

- (1) 本人が普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解約すること。
- (注) 次条に該当する場合を除きます。
- (2) (1) の事由によって本人が死亡した場合でも、(1) の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）および第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）の規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場所において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注1) 暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- ① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- (注) ①または③の事由がある場合には、その夫婦に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その夫婦に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- (注2) (2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第8条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- (1) 前条 (2) ④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解約請求）(2) の規定による解約請求が行われた場合、または本人により同条（3）に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が同第5条（後遺障害保険金のお支払い）の傷害後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約（注2）を解約すること。
- (注1) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。
- (注2) その夫婦に係る部分に限ります。
- (2) 前条 (2) ④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解約請求）(3) の規定により本人が解約を行った場合でも、(1) の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）および第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
- (3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還または請求を行い、または保険金を削減して支払います。
- (4) 当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に、被保険者による特約の解約請求の規定がある場合には、その規定についても（1）から（3）までと同様とします。

第9条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

- (1) 当会社は、第5条（本人死亡時の取扱い）(1) ①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することができます。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求	
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過期間の月数 (注1)}}{\text{保険期間の月数 (注2)}}$	

<p>② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合</p>	<p>次の算式により算出した額を請求します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更前の保険料と 変更後の保険料との差額</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> $\times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数} \text{ (注3)}}{\text{保険期間の月数} \text{ (注2)}} \right]$ </td></tr> </table>	変更前の保険料と 変更後の保険料との差額	$\times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数} \text{ (注3)}}{\text{保険期間の月数} \text{ (注2)}} \right]$
変更前の保険料と 変更後の保険料との差額	$\times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数} \text{ (注3)}}{\text{保険期間の月数} \text{ (注2)}} \right]$		

- (注1) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注3) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第5条(本人死亡時の取扱い)の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。

<p>削減される前の保険金の額</p>	<p>×</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率</td></tr> </table>	変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率	変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率
変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率				
変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率				

第10条（普通保険約款の保険金をお支払いしない場合に関する補則）

- (1) 普通保険約款第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）(1)①および③から⑤までの規定により当会社が保険金を支払わない被保険者は、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のうち、普通保険約款第2条(1)①および③から⑤までの規定に該当する者に限ります。
- (2) 被保険者が普通保険約款第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、同第3条の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。ただし、この場合において、当会社が保険金を支払わない被保険者は、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のうち、普通保険約款第3条のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被った者に限ります。

第11条（死亡保険金受取人の変更）

普通保険約款第31条（死亡保険金受取人の変更）(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の下表の規定を適用しません。

① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6) および (7)
② 第19条（重大事由による解除）
③ 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）②

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)	被保険者が	本人が

② 第15条（保険契約の無効） ②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約	この保険契約の被保険者になること
	その被保険者	保険契約者以外の被保険者
③ 第15条（注）の規定中	被保険者	その被保険者
④ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（4）および（5）	事故による傷害	事故による本人の傷害
⑤ 第23条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）②	第4条（死亡保険金のお支払い）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合	第4条（死亡保険金のお支払い）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって、夫婦補償特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員が死亡した場合
⑥ 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）①	第12条（告知義務）（2）、第19条（重大事由による解除）（1）もしくは（2）	第11条（告知義務）（2）、夫婦補償特約第7条（重大事由による解除）（1）もしくは（2）①、②もしくは③
⑦ 第24条④	第20条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）または（3）の規定により、保険契約者または被保険者が保険契約（注5）を解約した場合	夫婦補償特約第5条（本人死亡時の取扱い）（1）②または夫婦補償特約第8条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）②の規定により、保険契約者が保険契約（注5）を解約した場合
⑧ 第24条（注1）	第19条（重大事由による解除）（2）については、その被保険者	夫婦補償特約第7条（重大事由による解除）（2）①、②または③については、その夫婦
⑨ 第35条（被保険者が複数の場合の普通保険約款の適用）	被保険者	夫婦
	2名以上	2以上

（3）本人・親族補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
その他親族	第2条（被保険者の範囲）②または③のいずれかに該当する者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 本人
- ② 本人の同居の親族（注1）
- ③ 本人の別居の未婚（注2）の子

(注1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) これまでに婚姻歴のないことをいいます。

第3条 (被保険者に変更が生じた場合の取扱い)

保険期間の中途において、この特約の被保険者に該当しなくなった者および新たに該当した者について、当会社は、次のとおり取り扱います。

- ① 傷害の原因となる事故が発生した時までに前条に規定する被保険者に該当しなくなった者は、被保険者に含みません。
- ② 保険期間の中途において、新たに被保険者に該当した者については、被保険者に該当した後に傷害の原因となる事故が発生した場合に限り、被保険者に含むものとします。

第4条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額を限度とします。

- ① 本人については、死亡・後遺障害保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、死亡・後遺障害保険金額

第5条 (本人死亡時の取扱い)

(1) 本人が普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① その他親族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解約すること。

（注）次条に該当する場合を除きます。

(2) (1) の事由によって本人が死亡した場合でも、(1) の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）および第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）の規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。

第6条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不當に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあ

ること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、
①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保
険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい
ます。

(注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知
をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- ② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金
受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

- ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金
受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当す
ること。

(注) ①または③の事由がある場合には、その本人およびその他親族に係る部分に限り、②または
④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または(2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、
普通保険約款第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤
までの事由または(2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷
害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保
険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その本人およびその他親族に生じた傷害を
いい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害
をいいます。

(注2) (2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、
(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第8条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 前条（2）④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人
から普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）の規定による解約請求が
行われた場合、または本人により同条（3）に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は
次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が同
第5条（後遺障害保険金のお支払い）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるも
のとします。

- ① その他親族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

- ② この保険契約（注2）を解約すること。

(注1) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）（1）の死亡保険
金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) その本人およびその他親族に係る部分に限ります。

(2) 前条（2）④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合
または普通保険約款第20条（被保険者による保険契約の解約請求）（3）の規定により本人が解
約を行った場合でも、(1) の手続が行われるまでの間、第2条（被保険者の範囲）および第3条
(被保険者に変更が生じた場合の取扱い) の規定の適用は、その本人との統柄によるものとしま
す。

(3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条（1）または
(2) の規定を準用して、保険料の返還または請求を行い、または保険金を削減して支払います。

(4) 当会社は、この特約に付帯された他の特約に、被保険者による特約の解約請求の規定がある場
合には、その規定についても（1）から（3）までと同様とします。

第9条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

(1) 当会社は、第5条（本人死亡時の取扱い）(1)①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することができます。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求	
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合	次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \text{未経過期間の月数 (注1)}}{\text{保険期間の月数 (注2)}}$	
② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合	次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{既経過期間の月数 (注3)}}{\text{保険期間の月数 (注2)}}}{1 - }$	

(注1) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第5条（本人死亡時の取扱い）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。

削減される前の保険金の額	\times	変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率
		変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率

第10条（普通保険約款の保険金をお支払いしない場合に関する補則）

(1) 普通保険約款第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）(1)①および③から⑤までの規定により、当会社が保険金を支払わない被保険者は、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のうち、普通保険約款第2条(1)①および③から⑤までの規定に該当する者に限ります。

(2) 被保険者が普通保険約款第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、同第3条の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。ただし、この場合において、当会社が保険金を支払わない被保険者は、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のうち、普通保険約款第3条のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被った者に限ります。

第11条（死亡保険金受取人の変更）

普通保険約款第31条（死亡保険金受取人の変更）(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の下表の規定を適用しません。

① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6) および(7)
② 第19条（重大事由による解除）
③ 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）②

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)	被保険者が	本人が
② 第15条（保険契約の無効）②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約	この保険契約の被保険者になること
	その被保険者	保険契約者以外の被保険者
③ 第15条（注）の規定中	被保険者	その被保険者
④ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(4) および(5)	事故による傷害	事故による本人の傷害
⑤ 第23条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）②	第4条（死亡保険金のお支払い）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合	第4条（死亡保険金のお支払い）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって、本人・親族補償特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員が死亡した場合
⑥ 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）①	第12条（告知義務）(2)、第19条（重大事由による解除）(1) もしくは(2)	第12条（告知義務）(2)、本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除）(1) もしくは(2) ①もしくは③
⑦ 第24条④	第20条（被保険者による保険契約の解約請求）(2) または(3) の規定により、保険契約者または被保険者が保険契約（注5）を解約した場合	本人・親族補償特約第5条（本人死亡時の取扱い）(1) ②または本人・親族補償特約第8条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1) ②の規定により、保険契約者が保険契約（注5）を解約した場合
⑧ 第24条（注1）	第19条（重大事由による解除）(2) については、その被保険者	本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除）(2) ①または③については、その本人およびその他親族
⑨ 第35条（被保険者が複数の場合の普通保険約款の適用）	被保険者	本人およびその他親族
	2名以上	2以上

傷害リスクの補償範囲を変更（制限・追加）する特約

(4) 交通事故危険のみ補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義												
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。												
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 （注3）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。												
工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。												
交通乗用具	下表のいずれかに該当するものをいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>交通乗用具</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軌道上を走行する陸上の乗用具</td><td>汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト （注）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</td></tr> <tr> <td>軌道を有しない陸上の乗用具</td><td>自動車（注1）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注2） （注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注3）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。</td></tr> <tr> <td>空の乗用具</td><td>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーン） （注）ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</td></tr> <tr> <td>水上の乗用具</td><td>船舶（注5） （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等除きます。</td></tr> <tr> <td>その他の乗用具</td><td>エレベータ、エスカレーター、動く歩道 （注）立体駐車場のリフト等専ら品輸送用に設置された装置等は除きます。</td></tr> </tbody> </table> （注1）スノーモビルを含みます。 （注2）原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。 （注3）原動機を用いるものを含みます。 （注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。 （注5）ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボート	分類	交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト （注）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。	軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（注1）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注2） （注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注3）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。	空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーン） （注）ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。	水上の乗用具	船舶（注5） （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等除きます。	その他の乗用具	エレベータ、エスカレーター、動く歩道 （注）立体駐車場のリフト等専ら品輸送用に設置された装置等は除きます。
分類	交通乗用具												
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト （注）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。												
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（注1）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注2） （注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注3）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。												
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーン） （注）ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。												
水上の乗用具	船舶（注5） （注）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等除きます。												
その他の乗用具	エレベータ、エスカレーター、動く歩道 （注）立体駐車場のリフト等専ら品輸送用に設置された装置等は除きます。												
事故	第2条（保険金をお支払いする場合）（1）に規定する事故をいいます。												
傷害	第2条に規定する傷害をいいます。												

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害に限り、保険金をお支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
 - ③ 道路通行中の被患者に生じた作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故
 - ④ 被保険者が、交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害
- (注1) これに積載されているものを含みます。
- (注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
- (注4) 入場客を含みます。
- (注5) 改札口の内側をいいます。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金をお支払いません。ただし、保険金を支払わるのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金をお支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
- ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
- ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
 - ア. グライダー
 - イ. 飛行船
 - ウ. 超軽量動力機
 - エ. ジャイロプレーン

(注) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(2) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 交通乗用具への荷物等（注）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

（注）荷物、貨物等をいいます。

第4条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

① 第3条（保険金をお支払いしない場合—その2）

② 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

③ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）②および（4）

（5）交通事故危険のみ死亡・後遺障害保険金倍額支払特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義												
交通乗用具	下表のいずれかに該当するものをいいます。 <table border="1"><thead><tr><th>分類</th><th>交通乗用具</th></tr></thead><tbody><tr><td>軌道上を走行する陸上の乗用具</td><td>汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</td></tr><tr><td>軌道を有しない陸上の乗用具</td><td>自動車（注1）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引（けん）引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注2） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注3）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。</td></tr><tr><td>空の乗用具</td><td>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーン） (注) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</td></tr><tr><td>水上の乗用具</td><td>船舶（注5） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</td></tr><tr><td>その他の乗用具</td><td>エレベータ、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら品輸送用に設置された装置等は除きます。</td></tr></tbody></table>	分類	交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。	軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（注1）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引（けん）引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注2） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注3）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。	空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーン） (注) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。	水上の乗用具	船舶（注5） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。	その他の乗用具	エレベータ、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら品輸送用に設置された装置等は除きます。
分類	交通乗用具												
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。												
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（注1）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引（けん）引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注2） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注3）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。												
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーン） (注) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。												
水上の乗用具	船舶（注5） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。												
その他の乗用具	エレベータ、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら品輸送用に設置された装置等は除きます。												

（注1）スノーモビルを含みます。

（注2）原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。

（注3）原動機を用いるものを含みます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。

	(注5) ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボート
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、普通保険約款の規定により、死亡保険金または後遺障害保険金を支払う場合において、被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する傷害を被ったときは、この特約および普通保険約款の規定に従い、普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）または第5条（後遺障害保険金のお支払い）の規定により支払われる死亡保険金または後遺障害保険金を2倍にして支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者に生じた運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外來の事故
- ③ 被保険者に生じた作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故
- ④ 交通乗用具（注1）の火災
(注1) これに積載されているものを含みます。
(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
(注4) 入場客を含みます。
(注5) 改札口の内側をいいます。

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、(1) の規定は適用しません。

- ① 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、死亡保険金または後遺障害保険金を支払います。

イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、死亡保険金または後遺障害保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

- ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注）以外の航空機を被保険者が操縦してい

る間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

- ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
ア. グライダー
イ. 飛行船
ウ. 超軽量動力機
エ. ジャイロプレーン

(注) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(3) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、(1) の規定は適用しません。

- ① 交通乗用具への荷物等（注）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上の荷物等（注）の整理作業

- ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第3条（普通保険約款の適用方法）

第2条（保険金をお支払いする場合）(1) の規定により後遺障害保険金が2倍にして支払われる場合には、普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）(1) および第5条（後遺障害保険金のお支払い）(6) の規定を適用するときの後遺障害保険金は、2倍にして支払われる前のものをいいます。

（6）自動車事故危険補償対象外特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	自動車（注）が通常の目的に従って使用されている間をいいます。 (注) 原動機付自転車を含みます。
正規の乗車装置	乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が日本国内においてその身体に被った次に掲げる傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 運行中の自動車（注1）に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の自動車（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害

- ② 運行中の自動車（注1）の正規の乗車装置もしくは当該装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害

(注1) 原動機付自転車を含みます。

(注2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1) ①および②の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

(注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

(3) 当会社は、普通保険約款第3条（保険金をお支払いしない－その2）①から③までに掲げる間に生じた事故によって被った傷害に対しては、いかなる場合でも保険金を支払いません。

(7) 就業中の危険補償対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）通勤途上を含みません。

第3条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合は、前条の規定中「被保険者」とあるのを「保険証券の本人欄に記載された者」と読み替えて適用します。

(8) 就業中のみの危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に限り、保険金を支払います。

（注）通勤途上を含みます。

(9) 管理下中の傷害危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、被保険者が下欄記載の間に被った傷害にかぎり、普通保険約款の規定により支払われる保険金を支払います。



(10) 往復途上傷害危険補償特約（管理下中の傷害危険補償特約用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に管理下中の傷害危険補償特約が付帯されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、管理下中の傷害危険補償特約に規定する傷害のほか、被保険者が保険証券記載の活動に従事するため所定の集合・解散場所（注）と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても、普通保険約款の規定により支払われる保険金を支払います。

（注）保険契約者の備える資料により確定しているものに限ります。

第3条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、活動に従事する目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者に限ります。

（11）ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場 敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 (注1) ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 (注2) 場所がどこであるかにかかわらず、クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
事故	第2条（保険金をお支払いする場合）に定める事故をいいます。
保険金	普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。
保険金額	保険証券に記載された保険金額で、被保険者1名ごとに、当会社が支払う死亡保険金および後遺障害保険金の限度額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（注）中に普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。
(注) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
- (2) (1) のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。

(12) 部位・症状別保険金支払特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入院	<p>被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その处置日数を含みます。</p> <p>（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>
通院	<p>被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいい、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、病院または診療所に通わない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った普通保険約款別表4に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。</p> <p>（注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定ができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろつ）骨固定帯、サポートー等は含みません。</p>
治療日数	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の、入院または通院の日数をいいます。
部位・症状別保険金額	保険証券記載の部位・症状別保険金額をいいます。
支払倍率	傷害を被った部位およびその症状に対する別表の保険金支払倍率をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次に掲げる額のいずれかを部位・症状別保険金として被保険者に支払います。
 - ① 治療日数の合計が5日以上の場合
部位・症状別保険金額に、支払倍率を乗じた額
 - ② 治療日数の合計が1日以上で、かつ、5日未満の場合
部位・症状別保険金額
- (2) (1)①の場合において、別表の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。
- (3) (1)①の場合において、同一事故により被った傷害の部位または症状が別表の複数の項目に該当するときは、当会社は、次の算式により算出した額を部位・症状別保険金として支払います。

$$\boxed{\text{部位・症状別保険金の額}} = \boxed{\text{それぞれの項目のうち最も高い支払倍率}} \times \boxed{\text{部位・症状別保険金額}}$$

- (4) 被保険者が部位・症状別保険金の支払を受けられる傷害を被り、治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに部位・症状別保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会社は、次条(1)の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した部位・症状別保険金の額のうち、高い方の額を部位・症状別保険金として支払います。

第3条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が前条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。ただし、同条の傷害が骨折である場合は、その影響に関係なく、部位・症状別保険金を支払います。
- (2) (1) ただし書の規定は、部位・症状別保険金の支払を受けられる骨折の傷害を治療中、新たに他の傷害を被り、治療中の骨折の部位と同一の部位を骨折した場合については適用しません。
- (3) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは部位・症状別保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより前条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第10条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定は適用しません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第26条（保険金の請求） (1) ③	被保険者が被った第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時	部位・症状別保険金については、治療日数の合計が部位・症状別保険金支払特約第2条（保険金をお支払いする場合）(1) ①または②のいずれかに定める日数になった時
② 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）(1)に定める時	治療日数の合計が部位・症状別保険金支払特約第2条（保険金をお支払いする場合）(1) ①または②のいずれかに定める日数になった時
③ 別表5の保険金請求書類	入院	部位・症状別

別表 部位・症状別保険金支払倍率表

(単位:倍)

部 位 症 状	頭 部	顔面部			頸 部	胸 部 ま た は 腹 部	背 部 ま た は 腰 部 ま た は 臀 部	上 肢		下 肢		全 身
		眼 お よ び 歯 牙 を 除 く	眼	歯 牙				手 指 を 除 く	手 指	足 指 を 除 く	足 指	
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫または筋、腱もしくは韌帯の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの)	5	5	—	—	5	5	5	5	5	5	5	15
挫創、挫滅創または切創	15	15	—	—	10	15	15	10	10	10	10	35
筋、腱または韌帯の断裂(完全に切断されるもの)	—	—	—	—	—	65	65	35	35	40	30	—
骨折または脱臼	65	30	—	—	80	35	60	35	20	65	25	85
欠損または切断	—	20	—	5	—	—	—	100	20	100	30	—
頭蓋内・眼球の内出血・血腫(脳挫傷を含む。)	120	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神経の損傷または断裂	120	40	60	—	40	—	40	40	30	40	30	—
脊髄の損傷または断裂	—	—	—	—	120	—	120	—	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂	—	—	60	—	—	90	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷または破裂(手術を伴わないもの)	—	—	—	—	—	55	—	—	—	—	—	—
熱傷	5	10	—	—	5	10	10	5	5	5	5	35
その他	10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15

(注1) 上表の「全身」とは、同一の症状につき以下の部位のうち3部位以上にわたるものとります。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部(眼、歯を除く。)
- (3) 頸部
- (4) 胸部、腹部、背部、腰部または臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

(注2) 普通保険約款第1条(保険金をお支払いする場合)(2)の中毒症状の支払倍率は、部位にかかわらず、5倍とします。

(13) 傷害医療費用保険金支払特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部負担金	公的医療保険制度などにより療養に要する費用において被保険者が負担する金額をいいます。

公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法（大正11年法律第70号） イ. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ウ. 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） エ. 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） オ. 私立学校教職員共済法（昭和28年245号） カ. 船員保険法（昭和14年法律第73号） キ. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
傷害医療費用保険金額	保険証券記載の傷害医療費用保険金額をいいます。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく労働者災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） イ. 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ウ. 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） エ. 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） オ. 公立学校的学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として医師の治療を受けた場合は、被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用で社会通念上妥当と認められる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害医療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、事故の日から365日を経過した後の費用に対しては傷害医療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が治療のために病院等（注1）に支払った費用（注2）
- ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費
- ③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用

（注1）病院または診療所をいいます。

（注2）公的医療保険制度における一部負担金もしくは一部負担金に相当する費用または標準額負担額、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等（注1）に支払った費用をいいます。

(2) (1) の費用のうち次のいずれかに該当する給付等があるときはその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）
- ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ③ 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付（注2）

- (注1) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付。いわゆる「附加給付」を含みます。
- (注2) 他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第3条（傷害医療費用保険金の支払額）

当会社が支払う傷害医療費用保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の費用の額を超える場合は、当会社は、傷害医療費用保険金ごとにそれぞれ次の①または②の額を傷害医療費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注）
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第2条(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
- (注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（注）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（注）を差し引いた額とします。
- (注) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第5条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当会社は、1回の事故であるがどうかにかかわらず、この保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金（注）とこの特約の傷害医療費用保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(注) 他の保険契約等により支払われる保険金または共済金を除きます。

第6条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（保険料の返還－解除の場合）

前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の費用が発生することを知った場合、保険契約者、被保険者、または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、普通保険約款第25条（事故の通知）に規定する事項のほか、他の保険契約等の有無および内容（注）を遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、(1)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものとを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また

- は当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）または（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害医療費用保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）（1）の費用を負担した時または事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) この特約の保険金にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第10条（代位）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）（1）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款の次の規定は適用しません。

①	第20条（被保険者による保険契約の解約請求）
②	第24条（保険料の返還一解除または解約の場合）④
③	第30条（代位）

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	<用語の説明－定義>	傷害	傷害医療費用保険金支払特約 第2条（保険金をお支払いする場合）（1）の費用の発生
②	第11条（保険責任の始期および終期）（3）	事故による傷害	傷害医療費用保険金支払特約 第2条（保険金をお支払いする場合）（1）の費用
③	第12条（告知義務）（4）および（5）、第13条（職業または職種の変更に関する通知義務）（3）、（5）および（7）、第19条（重大事由による解除）（1）①、（2）②および（3）、第22条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更	傷害	傷害医療費用保険金支払特約 第2条（保険金をお支払いする場合）（1）の費用

	に関する通知義務等の場合 (5)		
④	第22条（4）	傷害に対しては、次の算式により、保険金を削減して支払います。	傷害医療費用保険金支払特約 第2条（保険金をお支払いする場合）（1）の費用に対しては、変更前料率（注2）により計算した保険料について変更後料率（注3）で契約することができる傷害医療費用保険金額を保険証券記載の保険金額として支払います。
⑤	第27条（保険金の支払時期）（1）①	傷害	費用
⑥	第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	第26条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合	傷害医療費用保険金支払特約 第9条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合
⑦	第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）	傷害医療費用保険金支払特約 第9条（保険金の請求）（1）

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）事故証明書
5. 治療日数、治療日数および傷害の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 第2条（保険金をお支払いする場合）（1）①から③までの費用を支払ったことを証明する領収証
7. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
8. 被保険者の印鑑証明書
9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
10. その他当会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（14）特別危険補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険金	普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っている場合に限り、保険金を支払います。

- (1) 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- (2) 被保険者の職業が普通保険約款別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- (3) 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

（15）熱中症危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の規定にかかわらず、この特約により、被保険者が保険期間中に日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。ただし、死亡保険金については、被保険者が身体の障害の発生時において満23歳未満の者または学校教育法に定める学校の学生および生徒（注）である場合に限ります。
(注) 入学手続きを終えた者を含みます。
- (2) この特約が付帯された保険契約において、普通保険約款における傷害には、日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

（16）特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において、使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（注）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 (注) 以下「法」といいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応答日から1年間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したときは、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1) の疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師（注）の診断によります。以下同様とします。
- (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）

- (1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条（後遺障害保険金のお支払い）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 普通保険約款別表3に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に

相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

区分	保険金支払割合
① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④ ①から③まで以外の場合	重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病し、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{適用する割合}} = \boxed{\text{普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

第6条（入院保険金のお支払い）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数（注）}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 当会社は、被保険者に就業制限（注）が課された場合は、(1)に該当したものとみなします。
（注）法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。

- (4) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、さらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金のお支払い）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注）}}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、さらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）およびこの特約第5条（後遺障害保険金のお支払い）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）およびこの特約第5条（後遺障害保険金のお支払い）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。
- (4) この特約第6条（入院保険金のお支払い）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（発病の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 入院保険金については、被保険者が発病した第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または特定感染症を発病した日からその日を含めて180日

を経過した時のいずれか早い時

- ③ 通院保険金については、被保険者が発病した第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑧までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑤ 被保険者に就業制限（注1）が課されたことおよび就業制限日数を記載した医師または公的機関の証明書
 - ⑥ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （注1）法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。
- （注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- （注1）普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （注2）普通保険約款の＜この保険約款全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合、または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- (1) 当会社は、第9条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断のために要した費用（注）は、当会社が負担します。

（注）収入の喪失を含みません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の下表の規定は適用しません。

① 第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）
② 第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）
③ 第4条（死亡保険金のお支払い）
④ 第5条（後遺障害保険金のお支払い）
⑤ 第6条（入院保険金および手術保険金のお支払い）
⑥ 第7条（通院保険金のお支払い）
⑦ 第9条（死亡の推定）
⑧ 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
⑨ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）および（4）
⑩ 第25条（事故の通知）
⑪ 第26条（保険金の請求）
⑫ 第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）	被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った	特定感染症の発病の
	同条の傷害を被った	特定感染症の発病の
	事故	特定感染症
	同条の傷害が重大となった場合	特定感染症が重大となった場合
② 第10条（2）	第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害が重大となつた場合	特定感染症が重大となつた場合
③ 第11条（保険責任の始期および終期）（3）および第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）	生じた事故による傷害	発病した特定感染症
④ 第12条（告知義務）（3） ③	第1条（保険金をお支払いする場合）の事故によって傷害を被る前に	特定感染症の発病の前に
⑤ 第12条（4）	傷害の発生した	特定感染症の発病
⑥ 第12条（5）	発生した傷害	発病した特定感染症
⑦ 第19条（重大事由による解除）（1）①	傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと	特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと
⑧ 第19条（2）②	傷害	特定感染症

⑨ 第19条（3）	傷害（注1）の発生した	特定感染症の発病
	発生した傷害	発病した特定感染症
	生じた傷害	発病した特定感染症
⑩ 第27条（保険金の支払時期）（1）①	事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無	特定感染症の原因、特定感染症の状況、特定感染症発病の有無
⑪ 第27条（1）③	傷害の程度、事故と傷害との関係	特定感染症の程度、発病と特定感染症の関係
⑫ 第27条（注）	前条（2）および（3）の規定による手続き	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第10条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続
⑬ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）に定める時	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第10条（1）に定める時
⑭ 第30条（代位）	傷害	発病した特定感染症

第14条（後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第2条（保険金をお支払いする場合）	普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金のお支払い）
② 第2条	同第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）の特定感染症を発病した

第15条（積立型基本特約等が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第2条（保険料の払込方法）（4）	事故が生じた	事故が生じまたは特定感染症が発病した
② 第11条（保険金支払後の保険契約）（1）	傷害 同第5条（後遺障害保険金のお支払い）の後遺障害保険金の支払額	傷害または特定感染症の発病 同第5条（後遺障害保険金のお支払い）の後遺障害保険金および同一保険年度内に発病した特定感染症に対する特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金のお支払い）の後遺障害保険金の支払額

第16条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合は、それぞれの特約の第3条（被保険者に変更が生じた場合の取扱い）の規定中「傷害の原因となる事故が発生した」とあるのを「特定感染症が発病した」と読み替えて適用します。

(17) 天災危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）（1）⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条（普通保険約款および付帯される他の特約の読み替え）

この特約については、普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（2）の規定を次のとおり読み替えます。

「(2) (1) の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。」

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都圏直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査	365日
⑥ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。」

(18) 後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表3の第3級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額（注）が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

（注）この額の算出には、普通保険約款第8条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

（19）後遺障害等級限定（第7級以上）補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表3の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額（注）が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

（注）この額の算出には、普通保険約款第8条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

（20）入院保険金支払限度日数変更特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払限度日数	普通保険約款第6条（入院保険金および手術保険金のお支払い）（1）に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（入院保険金支払限度日数の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第6条（入院保険金および手術保険金のお支払い）（1）の規定にかかわらず、入院保険金支払限度日数は30日とします。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第26条（保険金の請求）（1）③の規定中「第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時」とあるのは「第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、入院保険金の支払われる日数が30日に達した時」と読み替えて適用します。

（21）通院保険金支払限度日数変更特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払限度日数	普通保険約款第7条（通院保険金のお支払い）（1）に規定する通院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（通院保険金支払限度日数の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第7条（通院保険金のお支払い）（1）の規定にかかわらず、通院保険金支払限度日数は30日とします。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第26条（保険金の請求）（1）⑤の規定中「通院保険金の支払われる日数が90日に達した時」とあるのは「通院保険金の支払われる日数が30日に達した時」と読み替えて適用します。

傷害リスク以外のリスクを補償する特約

（22）日常生活賠償責任特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	この特約により補償を受ける者で、第4条（被保険者の範囲）に規定する者をいいます。
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第5条（支払保険金の範囲）に規定する保険金をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
財物の損壊	財物を滅失、破損もしくは汚損することをいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅（注）で、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（注） (注) 免責金額は被保険者の自己負担となります。
損害賠償請求権者	被保険者に対して損害賠償を請求できる者（注）をいいます。 (注) 第2条（保険金をお支払いする場合）の事故の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人等をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたこの特約の保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故（注1）

により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故

（注1）以下この特約において「事故」といいます。

（注2）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨ 航空機、船舶・車両（注2）、銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注2）ゴルフ場構内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いすおよび歩行補助車で原動機を用いるものならびに原動力がもっぱら人力であるものは除きます。

（注3）空気銃は除きます。

（3）被保険者が次条（1）⑤に規定する者である場合は、（2）①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

第4条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

① 本人

② 本人の配偶者

- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子
 ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する第2条（保険金をお支払いする場合）①または②の事故に限ります。
 (注1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 (注3) 責任無能力者の親族（注4）に限ります。
 (注4) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (2) (1) の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) (1) の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第6条（保険金の支払額）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ② 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）

費用	説明
ア. 損害防止費用	第7条（事故の発生）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ. 権利保全行使費用	第7条（事故の発生）(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ. 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急救手、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
エ. 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
オ. 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

- ③ 第9条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(注) 収入の喪失を含みません。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\text{保険金}} & = & \boxed{\text{前条①に規定する損害賠償金の額}} & + & \boxed{\text{前条②のア.からウ.までの費用}} & - & \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額}} \\
 & & & & & & - \\
 & & & & & & \boxed{\text{免責金額}}
 \end{array}$$

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 前条②の工、およびオ、の費用。ただし、工、の費用は、1回の事故につき、前条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の前条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
- ② 前条③の遅延損害金

第7条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

事故発生時の義務	説明
① 損害発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 求償権の保全等	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合にはその権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を講じる場合を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑥ 訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑦ 他の保険契約等の申告	他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。
⑧ 書類の提出等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
 - ② （1）②、③、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ （1）④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ （1）⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）③の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (当会社による協力または援助)

被保険者が日本国内において発生した事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条 (当会社による解決)

(1) 被保険者が日本国内において発生した事故（注1）にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）を行います。

(注1) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 弁護士の選任を含みます。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかの事由に該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額（注）を明らかに超える場合または保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合

(注) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

第10条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 日本国内において発生した事故（注）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(注) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかの事由に該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(3) 前条ならびに（1）および（2）の損害賠償額とは、次の算式によって算出される額をいいます。

$$\boxed{\text{損害賠償額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定を適用しません。
- ① (2) ④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) (6) ②または③に該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- (注) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者から承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (注1) 普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明一定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明一定義＞の規定にかかわらず、

法律上の親族に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受けるべき者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑧ その他当会社が（6）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 人の死傷を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 既に支払がなされたときはその領収書とします。
- (注3) 画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または上記②以外の親族（注2）のうち3親等内の親族
- (注1) 普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（4）の規定に違反した場合または（1）、（2）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当会社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）①から④までまたは同条（6）①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (6) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (6) ①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (6) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (6) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条 (損害賠償請求権の先取特権)

(1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第5条(支払保険金の範囲)②の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第5条(支払保険金の範囲)②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第17条 (損害賠償請求権の行使期限)

第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第18条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第8条(当会社による協力または援助)または第9条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(2) (1)により当会社が供託金(注)を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

- (注) 利息を含みます。
- (3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条（損害賠償請求権の直接請求権）(2) ただし書および第6条（保険金の支払額）(1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (注) 利息を含みます。
- (4) (1) の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1) の当会社の名による供託金（注）または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。
- (注) 利息を含みます。
- (5) 第11条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第19条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第20条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

① 第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）
② 第3条（保険金をお支払いしない場合－その2）
③ 第25条（事故の通知）
④ 第26条（保険金の請求）
⑤ 第27条（保険金の支払時期）
⑥ 第30条（代位）

第21条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 用語の定義の表中の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
② 第11条（保険責任の始期および終期）(3) および第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)	事故による傷害	事故による損害
③ 第12条（告知義務）(3) ③	第1条（保険金をお支払いする場合）の事故によって傷害を被る前に	日常生活賠償責任特約第2条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生する前に
④ 第12条（4）	傷害の発生した後に	日常生活賠償責任特約第2条（保険金をお支払いする場合）の損害が発生した後に
⑤ 第12条（5）	発生した傷害	発生した損害
⑥ 第19条（重大事由による解除）(1) ①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
⑦ 第19条（2）	この保険契約	日常生活賠償責任特約
⑧ 第19条（2）②	傷害	損害
⑨ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）(1) に定める時	日常生活賠償責任特約第11条（保険金の請求）(1) に定める時

第22条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害」

第23条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

- | |
|---------------------------|
| ① 家族補償特約第2条（被保険者の範囲） |
| ② 夫婦補償特約第2条（被保険者の範囲） |
| ③ 本人・親族補償特約第2条（被保険者の範囲） |
| ④ 家族補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ⑤ 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ⑥ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除） |

(2) この特約が付帯された保険契約にゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用する場合は、第3条（保険金をお支払いしない場合）(2) ①および②の規定は適用しません。

(3) この特約が付帯された保険契約にホールインワン・アルバトロス費用補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約およびゴルフ用品損害補償特約が付帯された場合において、この特約を適用する場合は、第3条（保険金をお支払いしない場合）(2) ④の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用しません。

第24条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(23) ハンター賠償責任補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	この特約により補償を受ける者で、普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
保険金	賠償責任危険補償特約、日常生活賠償責任特約およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われる保険金をいいます。
許可	銃砲刀劍類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に定める許可をいいます。
銃器	狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、賠償責任危険補償特約または日常生活賠償責任特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険者が、日本国内において発生した次のいずれかの事故に起因して、その被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、保険金を支払います。
- ① 被保険者が銃器によって生じた偶然な事故
 - ② 被保険者が狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中、獵犬によって生じた偶然な事故
- (2) この特約については、賠償責任危険補償特約第3条（保険金をお支払いしない場合）(2)④および日常生活賠償責任特約第3条（保険金をお支払いしない場合）(2)④の規定は、被保険者が狩猟または射撃場における射撃の補助者として使用する者については適用しません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、賠償責任危険補償特約第3条（保険金をお支払いしない場合）および日常生活賠償責任特約第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任
- ② 法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任
- ③ 許可を受けないで所持している銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任
- ④ 許可のない者に譲渡または貸与した銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任
- ⑤ 法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた事故に起因する損害賠償責任
- ⑥ 他人の獵犬を殺傷したことによる損害賠償責任

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）③または④の規定にかかわらず、普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第19条（重大事由による解除）(1)①	傷害	損害
② 第19条(2)	この保険契約	ハンター賠償責任補償特約
③ 第19条(2)②	傷害	損害

第6条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

〔(3)(1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 ② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害」

第7条 (他の特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

- | |
|---------------------------|
| ① 家族補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ② 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ③ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除） |

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎりこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(24) ゴルフ中の損害賠償責任危険のみ補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場 敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 （注1）ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 （注2）場所がどこであるかにかかわらず、クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者で、普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
保険金	日常生活賠償責任特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、日常生活賠償責任特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用するところが記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が行うゴルフの練習、競技または指導（注）中に生じた偶然な事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、保険金を支払います。

- (注) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
- (2) (1) のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。

(25) 携行品損害補償特約（傷害総合保険用）

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険の対象	この特約により補償される物としてこの特約で定めるものをいいます。
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（注）免責金額は被保険者の自己負担となります。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法定に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑪ 差し押え、徵發、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - ⑫ 保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
 - ⑬ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑭ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
 - ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
 - ⑰ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに定める者とします。
- ① 本人（注1）
 - ② 本人およびその配偶者（注2）
 - ③ 本人およびその家族（注3）
 - ④ 本人およびその配偶者を除く家族（注4）
- (注1) 被保険者を本人のみとしている場合は、保険証券に「本人型」と記載されます。
- (注2) 被保険者を本人およびその配偶者としている場合は、保険証券に「夫婦型」と記載されます。
- (注3) 被保険者を本人およびその家族としている場合は、保険証券に「家族型」と記載されます。
- (注4) 被保険者を本人およびその配偶者を除く家族としている場合は、保険証券に「本人・親族型」と記載されます。
- (2) (1) ③および④に定める「家族」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注）の子
- (注) これまでに婚姻歴のないことをいいます。

第5条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅（注）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (注) 敷地を含みます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 船舶（注1）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③ 移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらとの付属品
- ④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物
- ⑤ 動物および植物
- ⑥ 手形その他の有価証券（注2）、印紙、切手
- ⑦ 預金証書または貯金証書（注3）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑨ その他保険証券記載の物

（注1）ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注2）小切手は除きます。

（注3）通帳およびキャッシュカードを含みます。

第6条（保険金の支払額）

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{次条の損害額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注）ごとに保険金額をもって限度とします。

（注）初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第7条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。

(2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落は損害額に含みません。

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および(2) の規定によって損害額を決定します。

(4) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1) から(3) までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

① 次条(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めたもの

② 次条(1)④に規定する手続のために必要な費用

(5) (1) から(4) の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

(6) (1) から(5) の規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(4) の費用の合計額を損害額とします。

(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等（注）である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

（注）小切手を含みます。

第8条（事故の発生）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを直ちに行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

その運輸機関（注2）または発行者への届出

③ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注3）を遅滞なく、当会社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）、②、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② （1）、③の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額

③ （1）、④の規定に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ （1）、⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

第10条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第7条（損害額の決定）(4)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかつたものとみなします。

(3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じ

たものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が保険金を支払った場合は、当会社は、支払った保険金の額の保険価額（注1）に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注1) 保険の対象が乗車券等の場合は、損害額とします。

(注2) 第7条（損害額の決定）(4) ①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

(5) (2) または (4) ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第7条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第11条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害の発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盜難届出証明書に限ります。

⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）

⑦ その他当会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者

(注1) 普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2) 普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け

取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険金額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) この特約によって支払われる費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第15条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 - (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の下表の規定を適用しません。

①	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
②	第20条（被保険者による保険契約の解約請求）
③	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）②および（5）
④	第25条（事故の通知）
⑤	第26条（保険金の請求）
⑥	第27条（保険金の支払時期）
⑦	第30条（代位）

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 用語の定義の危険の定義	傷害	損害
② 第19条（重大事由による解除）（1）①		
③ 第11条（保険責任の始期および終期）（3）	事故による傷害	携行品損害補償特約（傷害総合保険用）第3条（保険金をお支払いしない場合）の損害
④ 第12条（告知義務）（3） ③	第1条（保険金をお支払いする場合）の事故によって傷害を被る前	携行品損害補償特約（傷害総合保険用）第2条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生する前
⑤ 第12条（4）	傷害の発生した後	事故の発生した後
⑥ 第12条（5）	発生した傷害	発生した事故による損害

⑦ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)	生じた事故による傷害	発生した事故による損害
⑧ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）(1)に定める時	携行品損害補償特約（傷害総合保険用）第12条（保険金の請求）(2)に定める時

第18条（重大事由による解除に関する特則）

(1) 被保険者を本人のみとしている場合以外は、当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）(2)を次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

「(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、携行品損害補償特約（傷害総合保険用）(注)を解除することができます。

① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①または③の事由がある場合には、携行品損害補償特約（傷害総合保険用）の被保険者に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。」

(2) 当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

「(3) (1) または (2) の規定による解除が携行品損害補償特約（傷害総合保険用）第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した携行品損害補償特約（傷害総合保険用）第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

(3) 被保険者を本人のみとしている場合以外は、当会社は、普通保険約款を下表のとおり読み替えてこの特約に適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後		
		被保険者を本人およびその配偶者としている場合	被保険者を本人およびその家族としている場合	被保険者を本人およびその配偶者を除く家族としている場合
① 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）①	第19条（重大事由による解除）(1) ①もしくは(2)	第19条（重大事由による解除）(1) ①もしくは(2) ①、②もしくは③	第19条（重大事由による解除）(1) ①もしくは(2) ①もしくは③	第19条（重大事由による解除）(1) ①もしくは(2) ①もしくは③
② 第24条（注1）	第19条（重大事由による解除）(2) については、その被保険者	第19条（重大事由による解除）(2) ①、②または③については、携行品損害補償特約（傷害総合保険用）の被保険者	第19条（重大事由による解除）(2) ①または③については、携行品損害補償特約（傷害総合保険用）の被保険者	第19条（重大事由による解除）(2) ①または③については、携行品損害補償特約（傷害総合保険用）の被保険者

第19条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

- | |
|---------------------------|
| ① 家族補償特約第2条（被保険者の範囲） |
| ② 夫婦補償特約第2条（被保険者の範囲） |
| ③ 本人・親族補償特約第2条（被保険者の範囲） |
| ④ 家族補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ⑤ 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ⑥ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除） |

第20条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（26）ゴルフ用品損害補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 （注1）ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 （注2）場所がどこであるかにかかわらず、クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者で、普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
保険金	携行品損害補償特約（傷害総合保険用）およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、携行品損害補償特約（傷害総合保険用）が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約により、ゴルフ場敷地内において、保険の対象について、以下の事由により生じた損害に限り、保険金を支払います。
- ① 盗難（注）。ただし、ゴルフボールの盗難（注）については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。
- ② ゴルフクラブの破損または曲損
(注) 盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。
- (2) この特約において、保険の対象とは、携行品損害補償特約（傷害総合保険用）第5条（保険の対象の範囲）(1)の規定にかかわらず、被保険者が所有するゴルフ用品をいいます。

(3) (2) に規定するゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

(27) 救援者費用等補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 (注1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
契約年度	初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(注) (注) 免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用をこの特約および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に、被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において被った普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（注2）した場合
(注1) 敷地を含みます。

- (注2) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。

(2) (1) ③の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金をお支払いする場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わなければ、その者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑭ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金をお支払いする場合）(1)③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（費用の範囲）

第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者

からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第2条（1）②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条（1）②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から被保険者の住所（注2）に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を被保険者の住所（注2）もしくはその住所（注2）の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注3）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑤ 諸雑費

救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、3万円を限度とします。

（注1） 搜索、救助または移送をいいます。

（注2） 保険証券記載の住所をいいます。

（注3） 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

第5条（保険金の支払額）

当会社は、前条の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条（当会社の責任限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度ごとに保険金額をもって限度とします。

第7条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金をお支払いする場合）

（1）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを知ったときは、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 第2条（1）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次のア、またはイ、に掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 第2条（1）①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

イ. 第2条（1）③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

② 第2条（1）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことによって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。

- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）を遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （1）①、⑤、⑥または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② （1）②の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
- ③ （1）③の規定に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ （1）④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （3）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
- ④ 保険金の支払を受けようとする第4条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
- ⑥ その他当会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、（1）の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- （注1）普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （注2）普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、事故の内容、損害の額または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速

- やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額また傷害の程度、事故と費用または傷害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② （1）①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) この特約によって支払われる費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第4条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第4条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（代位）

- (1) 費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他
の債権（注）を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、そ
の債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われて
いない損害の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引
き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）
の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力し
なければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の下表の規定を適用しません。

① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
② 第20条（被保険者による保険契約の解約請求）
③ 第25条（事故の通知）
④ 第26条（保険金の請求）
⑤ 第27条（保険金の支払時期）
⑥ 第30条（代位）

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 用語の定義の危険の定義	傷害	費用
② 第19条（重大事由による解除）（1）①		
③ 第11条（保険責任の始期および終期）（3）	事故による傷害	事故を原因として発生した費 用
④ 第12条（告知義務）（3）③	第1条（保険金をお支払いす る場合）の事故によって傷害 を被る前	救援者費用等補償特約第2条 （保険金をお支払いする場 合）に掲げる場合のいずれか に該当する前
⑤ 第12条（4）	傷害の発生した後	救援者費用等補償特約第2条 に掲げる場合のいずれかに該 当したことによる費用
⑥ 第12条（5）	発生した傷害	救援者費用等補償特約第2条 に掲げる場合のいずれかに該 当したことによる費用

⑦ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）	生じた事故による傷害	救援者費用等補償特約第2条に掲げる場合のいずれかに該当したことによる費用
⑧ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）	救援者費用等補償特約第8条（保険金の請求）（2）

第14条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（2）および（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

「（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、救援者費用等補償特約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 保険金を受け取るべき者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者等（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注）に生じた損害については適用しません。

（注）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。」

第15条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

① 家族補償特約第7条（重大事由による解除）
② 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除）
③ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除）

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（28）ホームヘルパー費用補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
家事従事者	被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者で、この特約の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。ただし家事従事者に限ります。

保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金額であって、ホームヘルパー費用保険金をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
雇入費用	ホームヘルパーを雇い入れた場合に被保険者が負担した費用をいい、ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（注） （注）免責金額は被保険者の自己負担となります。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、普通保険約款第6条（入院保険金および手術保険金のお支払い（1）に規定する入院保険金が支払われるべき場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、被保険者の行うべき家事を代行するために被保険者の家庭においてホームヘルパーを雇い入れたときには、これによって被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) (1) の費用は、入院保険金の支払を受けるべき期間中に被保険者が負担したホームヘルパーの雇入費用とします。
- (3) (1) の傷害を被った時に家事従事者でない者は被保険者には含みません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が前条（1）の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、

爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(12) ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(13) ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が**頸部症候群**（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものにより被保険者が前条（1）の費用を負担したときは、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が前条（1）の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者の職業が普通保険約款別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ、ニ該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ、ニ該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（保険金の支払額）

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が負担した雇入費用の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した雇入費用について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた額を被保険者が負担した雇入費用の額から差し引くものとします。

第5条（保険金の支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の支払限度額}} = \boxed{\text{保険証券記載の支払限度基準額}} \times \boxed{\text{ホームヘルパーの雇入日数 (注)}}$$

(注) 入院保険金を支払うべき日数または180日のいずれか短い日数を限度とします。

第6条（事故の発生）

(1) 被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）(2)に規定する雇入費用が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害

- の程度等の詳細を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めた場合または被保険者の診断書を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容（注）を遅滞なく、当会社に通知すること。
- ③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （3）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款別表5に掲げる入院保険金請求の場合の必要書類および次の①から③までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① ホームヘルパー雇用費用（注）の支出を証明する書類
- ② 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
- ③ その他普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項を確認する行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、（1）の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- （注1）普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （注2）普通保険約款の＜この保険約款全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- （4）（2）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、事故の内容または雇用費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、雇入費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、雇入費用の額また傷害の程度、事故と雇入費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) や (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) から(2) までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) この特約によって支払われる費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第4条（保険金の支払額）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第4条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差引いた額とします。

第10条（代位）

- (1) 費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
　　保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
　　保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われてない損害の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の下表の規定を適用しません。

① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
② 第20条（被保険者による保険契約の解約請求）
③ 第25条（事故の通知）
④ 第26条（保険金の請求）
⑤ 第27条（保険金の支払時期）
⑥ 第30条（代位）

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 用語の定義の危険の定義	傷害	雇入費用
② 第19条（重大事由による解除）（1）①		
③ 第11条（保険責任の始期および終期）（3）	事故による傷害	事故を原因として発生した雇入費用
④ 第12条（告知義務）（3）③	第1条（保険金をお支払いする場合）の事故によって傷害を被る前	ホームヘルパー費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生する前
⑤ 第12条（4）	傷害の発生した後	雇入費用の原因となる事故の発生した後
⑥ 第12条（5）	発生した傷害	発生した事故を原因として発生した雇入費用
⑦ 第19条（2）	この保険契約	ホームヘルパー費用補償特約
⑧ 第19条（2）②	傷害	事故を原因として発生した雇入費用
⑨ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）	生じた事故による傷害	発生した事故を原因として発生した雇入費用

⑩ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）	ホームヘルパー費用補償特約 第7条（保険金の請求）（2）
------------	-----------------	---------------------------------

第13条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

第14条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

① 家族補償特約第2条（被保険者の範囲）
② 夫婦補償特約第2条（被保険者の範囲）
③ 本人・親族補償特約第2条（被保険者の範囲）
④ 家族補償特約第7条（重大事由による解除）
⑤ 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除）
⑥ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除）

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（29）事業主費用補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。
補償対象者	普通保険約款等の被保険者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
死亡・後遺障害保険金	死亡保険金または後遺障害保険金をあわせた保険金をいいます。
保険契約者	保険契約者が連合体である場合は、その構成員のうち普通保険約款等の被保険者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(注) (注) 免責金額は被保険者の自己負担となります。
------	---

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款等により死亡・後遺障害保険金を支払う場合には、保険契約者が臨時に負担する費用に対しては、この特約および普通保険約款等の規定に従い、保険契約者に保険金を支払います。
- (2) (1) の費用とは、次に掲げる費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。ただし、死亡・後遺障害保険金の支払原因となった事故等の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
 - ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
 - ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
 - ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
 - ④ 補償対象者の代替のための求人採用等に関する費用
 - ⑤ その他死亡・後遺障害保険金の支払事由に直接起因して負担した費用
- (3) (2)において、補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用は100万円を限度とします。

第3条（保険金の支払額）

前条(1)の保険金の支払は、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第4条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、費用が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況等の詳細を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容(注)を遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険契約者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険契約者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 保険契約者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類。ただし、次の金額の保険

金請求分を除きます。

ア. 死亡保険金を支払う場合.....10万円

イ. 後遺障害保険金を支払う場合

(ア) 後遺障害の程度による支払割合が70%以上の場合.....5万円

(イ) 後遺障害の程度による支払割合が40%以上70%未満の場合

.....3万円

④ 保険契約者の印鑑証明書

⑤ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）

⑥ その他当会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

（3）当会社は、事故の内容および費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）（2）または（3）の場合において、当会社は、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）の確認を求めることができます。

（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

（5）保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または、（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および補償対象者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額また傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② （1）①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における （1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1) 被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) この特約によって支払われる費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、(3) の規定による支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
- (3) の規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (3) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第8条（代位）

- (1) 費用が生じたことにより保険契約者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
保険契約者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第9条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の下表の規定を適用しません。

① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
② 第20条（被保険者による保険契約の解約請求）

③ 第26条（保険金の請求）
④ 第27条（保険金の支払時期）
⑤ 第30条（代位）

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第12条（告知義務）（3） ③	第1条（保険金をお支払いする場合）の事故によって傷害を被る前に	事業主費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する事故による損害が発生する前に
② 第12条（4）	傷害の発生した後に	事業主費用補償特約第2条に規定する事故による損害が発生した後に
③ 第12条（5）	発生した傷害	事業主費用補償特約第2条に規定する事故による損害
④ 第19条（重大事由による解除）（1）①	傷害	事業主費用補償特約第2条に規定する事故による損害
⑤ 第19条（2）	この保険契約	事業主費用補償特約
⑥ 第19条（2）②	傷害	事業主費用補償特約第2条に規定する事故による損害
⑦ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更による通知義務等）（5）	事故による傷害	事業主費用補償特約第2条に規定する事故による損害
⑧ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）	事業主費用補償特約第5条（保険金の請求）（2）

第11条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

- 「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

第12条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

① 家族補償特約第7条（重大事由による解除）
② 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除）
③ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除）

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(30) 育英費用補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者で、この特約の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。ただし保険期間の末日において満23歳未満の者または学校教育法に定める学校の学生および生徒（注）に限ります。 (注) 入学手続きを終えた者を含みます。
保険金	この特約により補償される損失が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、育英費用保険金をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
保険金額	この特約により補償される損失が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の育英費用保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（注）によって、その身体に傷害を被り、そのまま直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表3の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合
- ③ ①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表3の第3級（3）または（4）に掲げる後遺障害が生じた場合

（注）以下この特約において「事故」といいます。

(2) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合の保険金支払割合は、次に掲げるものとします。

- ① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い

後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

$$\text{適用する割合} = \frac{\text{普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

(5) (1)の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における被保険者または扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定します。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意もしくは重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払う原因となる傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の

機関をいいます。

- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

当会社は、第2条（保険金をお支払いする場合）の規定に基づいて保険金を支払う場合には、保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第5条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条（扶養者の変更）

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者が遅滞なくその旨を当会社に通知したときは、新たな扶養者について、この特約を適用します。

第7条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第9条（事故の発生）の規定による通知または第10条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (注2) 収入の喪失を含みません。

第8条（特約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この特約は効力を失います。
 - ① 当会社が保険金を支払った場合
 - ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
 - ③ 被保険者が扶養者により扶養されなくなった場合。ただし、第6条（扶養者の変更）の規定により、新たな扶養者について、この特約を適用する場合を除きます。
- (2) 当会社は、(1)②および③の場合には未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の保険料を返還します。ただし、(1)①の場合には既に払い込まれたこの特約の保険料を返還しません。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合には、失効日（注）の属する契約年度に対するこの特約の保険料については、(2)の規定によることとし、その後の年度に対するこの特約の保険料は、当会社は、その全額を返還します。
 - (注) (1) ①の規定によりこの特約が失効となる場合は、「保険金を支払う原因となった事故の発生の日」と読み替えます。

第9条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による損失が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷

害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、行方不明または遭難発生の状況を保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に当会社に書面により通知すること。
 - ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注）を遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのはか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （1）①、②、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② （1）③の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
 - ③ （1）④の規定に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ （1）⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （3）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、扶養者が第2条（保険金をお支払いする場合）（1）に規定する状態になった時からそれぞれ発生し、これを行使することができます。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 当会社の定める傷害状況報告書
 - ③ 公の機関（注1）の事故証明書
 - ④ 死亡診断書もしくは死体検査書または後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑦ 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
 - ⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑨ その他当会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （注1）やむを得ない場合には、第三者とします。
- （注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (注1) 普通保険約款のくこの保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款のくこの保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額また傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
--	------

- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)から(2)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) この特約によって支払われる費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、(2)の規定による支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第13条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

① 第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)
② 第20条(被保険者による保険契約の解約請求)
③ 第25条(事故の通知)
④ 第26条(保険金の請求)
⑤ 第27条(保険金の支払時期)

第14条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 用語の定義の危険の定義	傷害	損失
② 第19条(重大事由による解除)(1)①		
③ 第11条(保険責任の始期および終期)(3)	事故による傷害	育英費用補償特約第2条(保険金をお支払いする場合)の損失
④ 第12条(告知義務)(3)③	第1条(保険金をお支払とする場合)の事故によって傷害を被る前	育英費用補償特約第2条の損失の原因となる事故が発生する前
⑤ 第12条(4)	傷害の発生した後	育英費用補償特約第2条(1)の損失の原因となる事故が発生した後

⑥ 第12条（5）	発生した傷害	発生した事故による育英費用補償特約第2条（1）の損失
⑦ 第19条（2）	この保険契約	育英費用補償特約
⑧ 第19条（2）②	傷害	事故による育英費用補償特約第2条（1）の損失
⑨ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）	生じた事故による傷害	発生した事故による育英費用補償特約第2条（1）の損失
⑩ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）	育英費用補償特約第10条（保険金の請求）（2）
⑪ 第30条（代位）	傷害	育英費用補償特約第2条（1）の損失

第15条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

第16条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

① 家族補償特約第2条（被保険者の範囲）
② 夫婦補償特約第2条（被保険者の範囲）
③ 本人・親族補償特約第2条（被保険者の範囲）
④ 家族補償特約第7条（重大事由による解除）
⑤ 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除）
⑥ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除）

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（31）天災危険補償特約（育英費用補償特約用）

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
扶養者	被保険者を扶養する者で、保険証券記載の者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に育英費用補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、育英費用補償特約第3条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金をお支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条（普通保険約款および付帯される他の特約の読み替え）

この特約については、普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（2）の規定を次のとおり読み替えます。

「(2) (1) の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて、下表の「事由」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査	365日
⑥ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。」

（32）ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、ホールインワンまたはアルバトロス費用保険金をいいます。

被保険者	この特約により補償を受ける者で、第4条（被保険者の範囲）に規定する者をいいます。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（注）し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (注) 公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無は問いません。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
アルバトロス	各ホールの基準打数により3つ少ない打数でボールがホールに入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
保険金額	保険証券に記載されたホールインワンまたはアルバトロスの保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内（注）に開催された祝賀会に要する費用をいいます。 (注) 祝賀会としてゴルフ競技を行う場合には、積雪により終日クローズ（ゴルフ競技を全くできなかったことをいいます。）した期間のうち当会社の認める期間を延長します。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催または後援する公式競技をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に（2）または（3）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を除きます。

ア. 貨幣、紙幣

イ. 有価証券

ウ. 商品券等の物品切手

エ. プリペイドカード（注）

- ② ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会費用
- ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
- ⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

（注）被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。

（2）次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス

- ① 同伴競技者
- ② 同伴競技者以外の第三者。

ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、上記①または②に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

（3）達成証明資料（注）によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

（注）記録媒体に記録された映像等をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

（注）臨時雇いを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

（1）この特約において被保険者とは、次のいずれかに定める者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 本人（注1）
- ② 本人およびその配偶者（注2）
- ③ 本人およびその家族（注3）
- ④ 本人およびその配偶者を除く家族（注4）

（注1）被保険者を本人のみとしている場合は、保険証券に「本人型」と記載されます。

（注2）被保険者を本人およびその配偶者としている場合は、保険証券に「夫婦型」と記載されます。

（注3）被保険者を本人およびその家族としている場合は、保険証券に「家族型」と記載されます。

（注4）被保険者を本人およびその配偶者を除く家族としている場合は、保険証券に「本人・親族型」と記載されます。

（2）（1）③および④に定める「家族」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注）の子

（注）これまでに婚姻歴のないことをいいます。

第5条（保険金額の自動復元）

当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第6条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金をお支払いする場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況ならびにこれらの事項の証人となる者の住所および氏名を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第2条（保険金をお支払いする場合）に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行ったことによって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、直ちに書面により当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）を遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのはほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （1）①、⑤、⑥または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② （1）②の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
 - ③ （1）③の規定に違反した場合は、第三者から損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ （1）④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款26条（保険金の請求）（2）に定める書類および次の①から⑧までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 同伴競技者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ② 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ③ 次のいずれかの書類
 - ア. 第2条（保険金をお支払する場合）（2）②に規定する同伴競技者以外の第三者（注1）が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - イ. 第2条（3）に規定する達成証明資料（注2）
 - ④ 慣習費用の支払を証明する領収書
 - ⑤ 保険金請求書
 - ⑥ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (注1) 複数名存在する場合にはいずれかの者
- (注2) ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等をいいます。
- (注3) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (注1) 普通保険約款の＜この保険契約全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款の＜この保険約款全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、ホールインワンまたはアルバトロス発生の状況、費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、ホールインワンまたはアルバトロスと費用との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1) 被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)から(2)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) この特約によって支払われる費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
- (2) に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (3) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第10条（代位）

- (1) 費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

- | |
|----------------------------|
| ① 第13条（職業または職務の変更に関する通知義務） |
| ② 第20条（被保険者による保険契約の解約請求） |
| ③ 第26条（保険金の請求） |

④ 第27条（保険金の支払時期）
⑤ 第30条（代位）

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 用語の定義	傷害の発生	費用の発生
② 第11条（保険責任の始期および終期）（3）	事故による傷害	第2条（保険金をお支払いする場合）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる損害
③ 第12条（告知義務）（3） ③	第1条（保険金をお支払いする場合）の事故によって傷害を被る前に	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成する前に
④ 第12条（4）	傷害の発生した後に	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した後に
⑤ 第12条（5）	発生した傷害	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる費用
⑥ 第19条（重大事由による解除）（1）①	傷害	費用
⑦ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更による通知義務等）（5）	生じた事故による傷害	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる費用
⑧ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第7条（保険金の請求）（2）

第13条（重大事由による解除に関する特則）

（1）被保険者を本人のみとしている場合以外は、当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（2）を次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

〔（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（注）を解除することができます。

- ① 本人が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていない場合で、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①または③の事由がある場合には、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の被保

險者に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。」

(2) 当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）(3) を次のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

〔(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからウまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからウまでのオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

(3) 被保険者を本人のみとしている場合以外は、当会社は、普通保険約款を下表のとおり読み替えてこの特約に適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後		
		被保険者を本人およびその配偶者としている場合	被保険者を本人およびその家族としている場合	被保険者を本人およびその配偶者を除く家族としている場合
① 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）①	第19条（重大事由による解除）(1) もしくは(2)	第19条（重大事由による解除）(1) もしくは(2) ①、② もしくは③	第19条（重大事由による解除）(1) もしくは(2) ①もしくは③	
② 第24条（注1）	第19条（重大事由による解除）(2) については、その被保険者	第19条（重大事由による解除）(2) ①、②または③について は、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の被保険者	第19条（重大事由による解除）(2) ①または③については、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の被保険者	

第14条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

① 家族補償特約第2条（被保険者の範囲）
② 夫婦補償特約第2条（被保険者の範囲）
③ 本人・親族補償特約第2条（被保険者の範囲）
④ 家族補償特約第7条（重大事由による解除）
⑤ 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除）
⑥ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除）

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(33) 訃報広告費用補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

身体障害	傷害（注1）または疾病（注2）をいいます。 （注1）傷害の原因となった事故を含みます。 （注2）被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
保険金額	この特約により補償される損失が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の計報広告費用保険金額をいいます。
継続契約	この特約が付帯された傷害総合保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする傷害総合保険契約をいいます。 （注）その傷害総合保険契約が終日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金をお支払いする場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、被保険者の親族が計報広告費用を負担することによって被る損害に対して、保険証券記載の計報広告費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由による被保険者の死亡に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者の親権者または後見人の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が

害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金をお支払いしない場合ーその2)

(1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて30日以内に被保険者が死亡したことにより被つた損害については、保険金を支払いません。ただし、傷害による死亡を除きます。

(2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子

(注1) 6 親等内の血族および3 親等内の姻族をいいます。

(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(2) (1) の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、被保険者の親族が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

被保険者の親族が負担した費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条 (死亡の通知)

(1) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死亡の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明または被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) (1) または (2) の場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）すでに他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者は、(1) から (3) までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(5) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) から (4) までのいずれかの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者の親族が第2条（保険金をお支払いする場合）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める状況報告書
 - ④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ⑤ 死亡診断書または死体検査書
 - ⑥ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑦ 訃報広告費用の支出を証明する書類
 - ⑧ 保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑨ 保険金を受け取るべき者の戸籍謄本
 - ⑩ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- (3) 当会社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この特約について、保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行う行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第10条（代位）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）の費用について、被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
- ① 当会社が被保険者の親族が負担した第2条の費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない被保険者の親族が負担した第2条の費用の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者の親族は、当会社が取得する(1)および(2)の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

①	第1条（保険金をお支払いする場合）
②	第2条（保険金をお支払いしない場合－その1）
③	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
④	第25条（事故の通知）
⑤	第33条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第11条（保険責任の始期および終期）（3）	事故による傷害	死亡
② 第12条（告知義務）（4）	傷害の発生した後	死亡した後
③ 第19条（重大事由による解除）（1）①	傷害	損害
④ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）	事故による傷害	死亡
⑤ 第23条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）②	第4条（死亡保険金のお支払い）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって	訃報広告費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）の訃報広告費用を支払うべき事故によって
⑥ 第27条（保険金の支払時期）（1）①	事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無	死亡の原因、費用発生の有無
⑦ 第27条（1）③	傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容	費用の額、死亡の事実と費用との関係
⑧ 第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	第25条（事故の通知）の規定による通知または第26条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合	訃報広告費用補償特約の第7条（死亡の通知）の規定による通知または訃報広告費用補償特約の第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合
⑨ 第29条（時効）	第26条（保険金の請求）（1）	訃報広告費用補償特約第8条（保険金の請求）（1）

第13条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（2）および（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

「（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、訃報広告費用補償特約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 保険金を受け取るべき者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ってい

たときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者等（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注）に生じた損害については適用しません。
（注）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。】

第14条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族補償特約、夫婦補償特約または本人・親族補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の規定は適用しません。

- | |
|---------------------------|
| ① 家族補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ② 夫婦補償特約第7条（重大事由による解除） |
| ③ 本人・親族補償特約第7条（重大事由による解除） |

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（34）訃報広告費用補償特約（本人のみ補償用）

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
本人	普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に訃報広告費用補償特約が付帯されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、訃報広告費用補償特約第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者を、同条（1）①の本人のみとします。

（35）天災危険補償特約（訃報広告費用補償特約用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に訃報広告費用補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、訃報広告費用補償特約第3条（保険金をお支払いしない場合）⑦および⑨の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた死亡に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条（普通保険約款および付帯される他の特約の読み替え）

この特約については、普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（2）の規定を次のとおり読み替えます。

「（2）（1）の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合に

は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて、下表の「事由」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査	365日
⑥ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。」

保険料払込みに関する特約

(36) 保険料分割払特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	説明
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座(注)をいいます。 (注) 提携金融機関に設定した口座とします。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通保険約款	傷害総合保険普通保険約款をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
変更日	告知事項の訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日(注)をいいます。 (注) 普通保険約款第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の職業または職務の変更の事実の場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、職業または職務の変更の事実が生じた時をいいます。

保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険証券記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	保険料払込期日までに払い込むものとします。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の保険料払込期日を第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 保険契約者が（2）の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第6条（追加保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 告知事項の訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社

が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）①に定めるところに従い請求した追加保険料	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款第22条（1）②に定めるところに従い請求した追加保険料	
③ 普通保険約款第22条（1）③に定めるところに従い請求した追加保険料	

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割追加保険料	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。

(3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第6条（追加保険料領収前の事故）

(1) 当会社は、保険契約者が前条（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条（1）①の追加保険料の支払を怠った場合（注1）	保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 前条（1）②の追加保険料の払込みを怠った場合	保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1; padding-right: 20px;"> 削減される前 の保険金の額 </div> <div style="flex: 1; padding-right: 20px;"> × </div> <div style="flex: 1;"> 変更前の職業または職務に対し て適用された保険料率 </div> </div> <div style="text-align: center;"> (注) 普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。 </div>
③ 前条（1）③の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (2) (1) ①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による傷害または損害については適用しません。
- (3) 前条(2)の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1) および(2) の規定を適用します。
 - ② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 保険契約者が②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第4条(分割保険料領収前での事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第7条(解除－分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
- (注1) 第5条(追加保険料の払込み)(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第5条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または保険期間の末日のいずれか早い日
- (注1) 第5条(追加保険料の払込み)(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第5条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

第8条(死亡保険金支払の場合の保険料の払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第4条(死亡保険金のお支払い)(1)の死亡

保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受けた以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分分割保険料（注）のうち死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（37）保険料分割払特約（一般団体用）

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	説明
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険証券記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座（注）をいいます。 （注）提携金融機関に設定した口座とします。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせ記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。 ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。
② 第2回目以降の分割保険料	保険料払込期日までに払い込むものとします。

（2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険料払込期日が提携金融機

関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の保険料払込期日を第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠つた場合は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が（2）の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠つたことについて故意および重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合には、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第6条（追加保険料領収前の事故）（3）の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 告知事項の訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合） （1）①に定めるところに従い請求した追加保険料	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款第22条（1）②に定めるところに従い請求した追加保険料	
③ 普通保険約款第22条（1）③に定めるところに従い請求した追加保険料	

- (2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割追加保険料	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込

みがあったものとみなします。

- (4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第6条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条(1)①の追加保険料の支払を怠った場合（注1）	保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合	保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。 $\frac{\text{削減される前}\times\text{変更前の職業または職務に対し}\atop\text{の保険金の額}}{\text{変更後の職業または職務に対し}\atop\text{て適用されるべき保険料率}}$ <p>（注）普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。</p>
③ 前条(1)③の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (2) (1)①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による傷害または損害については適用しません。

- (3) 前条(2)の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。
- ② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 保険契約者が②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

- （注）第4条（分割保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」

と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日」の属する月の翌月末に読み替る規定を含みます。

第7条（解除一分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- (注1) 第5条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第5条（2）の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または保険期間の末日のいずれか早い日
- (注1) 第5条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第5条（2）の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

第8条（死亡保険金支払の場合の保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第4条（死亡保険金のお支払い）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料（注）のうち死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(38) 保険料支払に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第2条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(39) 保険契約の継続に関する特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
意思表示期限	保険契約の満了する日の属する月の前月10日をいいます。
継続契約	この特約により保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
告知事項	普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項のうち、当会社が継続前に送付する書面によって確認する事項をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
初回口振特約等	初回保険料の口座振替に関する特約および初回保険料の払込方法等に関する特約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の意思表示期限までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容（注）で新たな保険契約として継続されるものとします。以後毎年同様とします。
(注) 第7条（継続契約に適用される制度、料率等）に規定する場合を除きます。
- (2) 継続契約の保険期間の初日は継続前契約の保険期間が満了する日とし、保険期間は継続前契約と同一の期間とします。
- (3) (1) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。
- (4) 継続契約に初回口振特約等が適用される場合には、初回口振特約等第1条（この特約の適用条件）

件) (2) ②の適用にあたっては、保険契約の締結は、意思表示期限までになされたものとみなします。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を継続契約の保険期間の初日までに払い込むものとします。
- (3) (2) の規定にかかわらず、継続契約に保険料分割払特約が適用される場合には、保険契約者は、第1回分割保険料を継続契約の保険期間の始期の属する月の、継続前契約において定められた払込期日の応当日に、第2回以降の分割保険料は、その翌月の応当日から毎月払い込むものとします。
- (4) (2) および(3) の規定にかかわらず、継続契約に初回口振特約等が適用される場合には、保険契約者は、初回口振特約等の規定に従い、継続契約の保険料を払い込むものとします。この場合には、次条および第6条（継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定は適用しません。

第5条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、保険契約者が前条(2)の継続契約の保険料または前条(3)の継続契約の分割保険料について、その継続契約の保険料または分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、次のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。
 - ① その保険料または分割保険料の払込期日から、その保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていた場合
 - ② その保険料または分割保険料の払込期日から、その保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していた場合
- (2) 保険契約者が(1)の継続契約の保険料または分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が第4条（継続契約の保険料および払込方法）(2)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第7条（継続契約に適用される制度、料率等）

制度、料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度、料率等（注）が改定された日以後第3条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を変更します。

（注）この保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

第8条（継続契約に適用される特約）

- (1) この保険契約が、第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者から継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むことの申し出がある場合には、初回口振特約等を継続契約に適用するものとします。

第9条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、この保険

- 契約の保険契約申込書等（注）に記載した、またはこの保険契約の保険証券等に記載された普通保険約款に定める告知事項に対する告知内容に変更があったときは、当会社からの求めに応じ、保険契約者または被保険者は、そのことを意思表示期限までに当会社に告げなければなりません。
- （注）保険契約申込書等、保険契約の締結のために必要なものとして当会社が定める書類をいいます。
- （2）保険契約者または被保険者が（1）の告知を行わなかった場合には、当会社は、保険契約者および被保険者がこの保険契約の告知と同一内容を継続契約について改めて告知したものとみなしてこの特約に基づき保険契約を継続します。
- （3）（1）の規定による告知については、継続契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約における告知義務に関する規定を適用します。ただし、普通保険約款の被保険者として保険証券の本人欄に記載された者の職業または職務に変更があった場合にその事実を当会社に告げなかったときには、当会社は、普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（3）の規定に準じ保険金を削減して支払います。
- （4）保険契約者が普通保険約款第14条（保険契約者の住所変更）の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかつたときは、当会社の知つた最終の住所または通知先に送付した（1）に定めるこの保険契約の申込書等（注）は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。
- （注）保険契約申込書等、保険契約の締結のために必要なものとして当会社が定める書類をいいます。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約を継続する場合、普通保険約款第34条（契約内容の登録）（1）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と読み替えて適用します。

（40）初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料（注）をいいます。 （注）積立型基本特約を付帯している場合は、第1回保険料と読み替えます。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座（注）をいいます。 （注）提携金融機関ごとに設定した口座とします。
初回保険料払込期日	保険契約者が初回保険料を当会社に払い込む期日（注）であつて、保険証券記載の払込期日をいいます。 （注）提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通保険約款	傷害総合保険普通保険約款をいいます。
初回追加保険料	追加保険料（注）を一時に払い込む場合は、当会社が請求した追加保険料（注）の総額をいい、追加保険料（注）を分割して払いこむ場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。 （注）この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度に対する追加保険料をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応答日から1年間をいいます。
初回追加保険料払込期日	保険契約者が初回追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であつて、保険期間の初日に属する月の翌月の変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 （注）提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについて合意がある場合に適用します。
- (2) この特約は、次に掲げる条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込方法）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

第3条（初回保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠つた場合において、その払込みを怠つたことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときには、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は初回保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、初回保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者または被保険者が、この保険契約締結の後、保険期間が始まる時までに、書面により訂正の申出または通知事項等の通知を行い、当会社がこれを承認または受領する場合において、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）または普通保険約款に付帯される他の特約の規定に定める初回追加保険料を請求したときは、その初回追加保険料の払込みは、初回追加保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回追加保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回追加保険料払込期日の前日までに、初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- (4) 初回追加保険料を払い込むべき初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回追加保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (注) 提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。
- (5) 保険契約者は、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）③に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第5条（初回追加保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）①および②の追加保険料の払込みを怠った場合	第7条（解除－保険料不払の場合）（1）の②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 普通保険約款第22条（1）③の追加保険料の払込みを怠った場合	初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (3) 本条（2）①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (4) 保険契約者が（2）の初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第3条（初回保険料の払込みがない場合）（3）の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第6条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 第3条（初回保険料の払込みがない場合）（2）の規定により、保険金を受け取るべき者が、初回保険料（注）払込み前の事故に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料（注）を当会社に払い込まなければなりません。
- (注) 第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、初回追加保険料を含みます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回保険料払込期日（注1）以前であり、保険契約者が、初回保険料（注2）を初回保険料払込期日（注1）に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

- (注1) 第4条(追加保険料の払込方法)の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、初回
追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 第4条(追加保険料の払込方法)の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、初回
追加保険料を含みます。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、初回保険料払込
期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全
額の返還を請求することができます。

第7条(解除－初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合
 - ② 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、
それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)の①による解除の場合は、保険期間の初日
 - ② (1)の②による解除の場合は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通
保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(41) 団体扱・集団扱に関する特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	説明
集金契約	保険料集金に関する契約をいいます。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	官公署または公社、公団、会社等の企業体（注）等をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
集団	当会社の承認する保険証券記載の集団をいいます。
保険料	この保険契約に定められた保険料をいいます。
分割払、分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むことをいい、この場合 に払い込む保険料を分割保険料（注）といいます。 (注) 保険証券記載の金額とします。
一括払、一括保険料	保険料を一括して払い込むことをいい、この場合に払い込む保険料を一 括保険料（注）といいます。 (注) 保険証券記載の金額とします。
変更日	告知事項の訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容 を変更する日（注）をいいます。 (注) 普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務） の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者 または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じ た時をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
覚書	「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
集金日	集金契約に定める払込期日をいいます。
集金不能日等	第8条(特約の失効)(1)の①から⑤のそれぞれに定める日をいいます。
普通保険約款	傷害総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が、この特約に従い、集金者を経由して保険料を払い込むことについて同意していること。
- ② この保険契約が当会社の定めるこの特約の適用条件に該当し、かつ、集金者がこの保険契約の締結を認めていること。
- ③ 保険契約者が次のいずれかに該当すること。
 - ア. 団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、またはその団体を退職した者であること。
 - イ. 集団およびその構成員（注）であること。

（注）集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 一括払
- ② 分割払

第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 一括保険料または第1回分割保険料	次のいずれかの方法により払い込むものとします。 ア. 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込む。 イ. 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。
② 第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。

第4条（保険料領収前の事故）

- （1）保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）（1）の規定は、前条①のイ. に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

- （1）告知事項の訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第22条（保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合） （1）①に定めるところに従い請求した追加保険料	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款第22条（1）②に定めるところに従い請求した追加保険料（注）	
③ 普通保険約款第22条（1）③に定めるところに従い請求した追加保険料（注）	

（注）この保険契約の保険期間が1年を超える場合は変更日の属する保険年度に対する追加保険料をいいます。

- （2）この保険契約の保険期間が1年を超える場合で、（1）の規定により、追加保険料を請求したときは、当会社は、翌保険年度以降、分割保険料を変更します。この場合において、変更後の分割

保険料を第3条（保険料の払込み）②に定める第2回目以降の分割保険料とみなして、この特約の規定を適用します。

(3) (1) の規定にかかわらず、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合は、保険契約者は(1)の追加保険料を集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法（注）により払い込むことができます。なお、この場合、保険契約者は、普通保険約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)③に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

(注) 第2条（保険料の払込方法）の規定により一括払としている場合は、追加保険料の全額を一時に払い込むものとし、同条の規定により分割払としている場合は、追加保険料の全額を一時に払い込むかまたは変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して払い込むものとします。

(4) 保険契約者が(3)の規定により、追加保険料を集金者を経て払い込む場合は、保険契約者または被保険者は告知事項の訂正の申出または通知事項等の通知を書面または当会社の定める通信方法により、当会社所定の連絡先に行わなければなりません。

第6条（追加保険料領収前の事故）

(1) 当会社は、前条(1)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(2) (1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による傷害または損害については適用しません。

(4) 保険契約者が前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた事故による傷害に対しては、次の算式により保険金を削減して支払います。

	×	変更前の職業または職務に対して適用された保険料率
削減される前の保険金の額	×	変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率

(注) 普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) 保険契約者が前条(1)③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

(6) 前条(3)の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれる場合は、(1)から(5)までの規定は適用しません。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれ集金不能日等から将来に向かってその効力を失います。

① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合は、集金が

不能となった最初の集金日

- ② 口座振替方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかったことが発生したときは、集金日の属する月の翌月末。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の属する月の翌月末までに当会社に支払った場合を除きます。
- ③ 保険契約者が団体を退職（注）した場合は、集金が不能となった最初の集金日。ただし、保険契約者が退職をした後も引き続きこの特約に従い保険料を払い込むことを集金が不能となった最初の集金日の属する月の翌月末までに当会社に通知した場合を除きます。
- ④ 口座振替以外の場合で、上記①、③および下記⑤以外の理由により集金者による集金が不能となったときは、集金が不能となった最初の集金日
- ⑤ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合は、その事実が発生した日
- （注）集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。
- （2）（1）の①または⑤の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は次に定める期日までに、未払込一括保険料または未払込分割保険料（注）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

① 前条（1）①および③から⑤の規定により特約が効力を失った場合は、集金不能日等の属する月の翌々月末

② 前条（1）②の規定により特約が効力を失った場合は、集金不能日等の属する月の翌月末

（注）一括払の場合は、一括保険料をいい、分割払の場合は、保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の保険料とします。）から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。なお、第5条（追加保険料の払込み）（3）の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれる場合は、同条（1）の追加保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の追加保険料とします。）を含みます。

第10条（未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料（注）の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）一括払の場合は、一括保険料をいい、分割払の場合は、保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の保険料とします。）から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。なお、第5条（追加保険料の払込み）（3）の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれる場合は、同条（1）の追加保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の追加保険料とします。）を含みます。

第11条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

（1）当会社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料（注）の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。

（注）一括払の場合は、一括保険料をいい、分割払の場合は、保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の保険料とします。）から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。なお、第5条（追加保険料の払込み）（3）の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれる場合は、同条（1）の追加保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の追加保険料とします。）を含みます。

（2）当会社は、（1）の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日

等が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 第8条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険金受取人変更に関する特約

(42) 企業等の災害補償規定等特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（死亡保険金のお支払い）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款または付帯された他の特約の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に基づきます。ただし、次に掲げる金額（注）を限度とします。
- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
　　遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
　　受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
　　保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- (注) 災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額をいいます。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約

の規定に基づきます。ただし、遺族補償額（注）を限度とします。

（注）災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

第3条（保険金の請求）

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金のお支払い）（2）のただし書きまたは同条（4）のただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

（43）死亡保険金支払に関する特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、補償を行う旨を定めたものとします。なお、保険金額が被保険者である従業員等に対し弔慰金、退職金の支払に充当される額を超過する場合には、その超過額が企業等の費用等に充当されることが規定されたものとします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（災害補償規定等の備え付け）

保険契約者が企業等で、この特約が付帯された普通保険約款に従い、各被保険者からの書面による同意以外の方法により死亡保険金受取人を保険契約者に変更する場合は、この特約により、保険契約者は災害補償規定等を備え、当会社がその写しの提出を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（保険金の支払）

- （1）保険契約者は、死亡保険金請求に従い、普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）および（3）に規定する書類のほか、次に掲げる書類のうちいずれかを提出しなければなりません。
 - ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
 - ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことが確認できる書類
 - ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことが確認できる書類
- （2）保険契約者は、やむを得ず死亡保険金受領後に（1）②または③の書類を提出する場合には、死亡保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。
- （3）当会社は、（2）に規定する書類が期日までに提出されなかった場合には、保険契約者に支払われた死亡保険金の返還を求めることができるものとします。なお、死亡保険金が当会社に返還さ

れた場合には、当会社が、既に払い込まれた保険料のうち、その返還分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

(44) 企業等の傷害保険金受取に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（後遺障害保険金のお支払い）から第7条（通院保険金のお支払い）、部位・症状別保険金支払特約第2条（保険金をお支払いする場合）の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または部位・症状別保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当会社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

第3条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第31条（死亡保険金受取人の変更）(9)の規定は適用しません。

契約方式に関する特約

(45) 準記名式契約特約（全員付保） (同一保険金額用)

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、下欄記載の者（注）全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合は、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。



第3条（被保険者名簿）

- (1) 保険契約者は、常に団体員（注）の全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の名簿に記載のない者に対しては、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとします。
- (注) 前条に規定する被保険者をいいます。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被

保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者の増員または減員）

- (1) 保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく
(1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{それぞれの被保険者の死} \\ \text{亡・後遺障害保険金額、} \\ \text{入院保険金日額および通} \\ \text{院保険金日額} \end{array} = \frac{\text{保険証券に記載された被} \\ \text{保険者1名あたりの死亡・} \\ \text{後遺障害保険金額、入院} \\ \text{保険金日額および通院保} \\ \text{険金日額}}{\times \frac{\text{保険証券に記載} \\ \text{された被保険者数}}{\text{保険証券に記載された} \\ \text{被保険者数} + \text{増員数}}}$$

- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) 当会社は、(1) の規定による通知があった場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。
- (5) 当会社は、保険契約者が(4) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、増員の通知はなかったものとして(2) の規定により保険金を削減して支払います。

(46) 準記名式契約特約（全員付保）

（職名等別保険金額用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、下欄記載の者全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（被保険者名簿）

- (1) 保険契約者は、常に団体員（注1）の全員を〔 〕（注2）別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求める場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) の名簿に記載のない者に対しては、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとします。

(注1) 前条に規定する被保険者をいいます。

(注2) 以下「職名等」といいます。

第4条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、
1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条 (被保険者の増員または減員)

- (1) 保険期間の中途において職名等別に被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、
遅滞なく、その員数および職名等を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく
(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、
保険金を削減して支払います。

それぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	職名等ごとに定められた保険証券に記載された被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	×	職名等ごとに定められた保険証券に記載された被保険者数
---	---	--	---	----------------------------

- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由のあることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) 当会社は、(1)の規定による通知があった場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。
- (5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、増員の通知はなかったものとして(2)の規定により保険金を削減して支払います。

(47) 準記名式契約特約（一部付保）

(同一保険金額用)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金をお支払いする場合)

当会社は、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(業務)

(員数)

第3条（業務従事者名簿）

- (1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) の名簿に記載のない者に対しては、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとします。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者の増員または減員）

- (1) 保険期間の中途において第2条（保険金をお支払いする場合）の員数が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\frac{\text{それぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券に記載された被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}} = \times \frac{\text{保険証券に記載された被保険者数}}{\text{保険証券に記載された被保険者数} + \text{増員数}}$$

- (3) (2) の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1ヶ月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) 当会社は、(1)の規定による通知があった場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。
- (5) 当会社は、保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、増員の通知はなかったものとして(2)の規定により保険金を削減して支払います。

(48) 準記名式契約特約（一部付保） (職名等別保険金額用)

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(業務)

(員数)

第3条（業務従事者名簿）

- (1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を
(注) 別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければな
りません。
- (2) 当会社は、(1) の名簿に記載のない者に対しては、前条の規定にかかわらず、被保険者には含
まれないものとします。
(注) 以下「職名等」といいます。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、同一職名等の被保険者について同一とし、
1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者の増員または減員）

- (1) 保険期間の中途において職名等別に第2条（保険金をお支払いする場合）の員数が増員または
減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当会社に通知しなければな
りません。
- (2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく
(1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもってそ
れぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、
保険金を削減して支払います。

$$\frac{\text{それぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{職名等ごとに定められた保険証券に記載された被保険者 1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}} \times \frac{\text{職名等ごとに定められた保険証券に記載された被保険者数}}{\text{職名等ごとに定められた保険証券に記載された被保険者数} + \text{当該職名等の増員数}}$$

- (3) (2) の規定は、当会社が (2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があるこ
とを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する
通知をしないで、1ヶ月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合
には適用しません。
- (4) 当会社は、(1) の規定による通知があった場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請
求または返還します。
- (5) 当会社は、保険契約者が (4) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契
約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支
払がなかった場合に限ります。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解
除できるときは、当会社は、増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、増員の
通知はなかったものとして (2) の規定により保険金を削減して支払います。

(49) 1割以内異動不精算特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、保険期間の中途において被保険者が増加した場合において、その増
加が保険期間の始期における被保険者数の1割以内である場合は、普通保険約款第10条（保険責任
の始期および終期）(3) の規定にかかわらず、保険料を請求することなく増加された被保険者が

被った傷害に対しても、保険金を支払います。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増加）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する割合を超える被保険者の増加があった場合には、保険契約者は、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が、故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、前条の規定にかかわらず、当会社は、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{それぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額} = \frac{\text{保険証券に記載された被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額入院保険金日額および通院保険金日額} \times 1.1 \times \frac{\text{保険期間の始期における被保険者数}}{\text{保険期間の始期における被保険者数} + \text{増員数}}}{\text{保険期間の始期における被保険者数}}$$

- (3) (2) の規定は、当会社が（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減し支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増加の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1) の規定による通知があった場合は、保険契約者は、当会社に対し、第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する割合を超える部分に相当する被保険者につき未経過期間に対し月割により計算した保険料を支払わなければなりません。
- (5) 当会社は、保険契約者が（4）の規定による追加保険料の支払を忘了した場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(5) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、増加の通知はなかったものとして（2）の規定により保険金を削減して支払います。

第5条（保険金額および入院保険金日額等が職名等別に定められている場合の取扱い）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額が職名等別に定められている場合は、第2条（保険金をお支払いする場合）から第4条（被保険者の増加）の規定については職名等ごとに適用するものとします。

（50）通算短期率適用契約に関する特約 (団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用)

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

第3条（所定の日）

(1) 前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

- (2) 保険期間の中途において(1)の所定の日が変更となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知して、当会社の承認を請求しなければなりません。
(3) (2)の規定による承認をする場合には、当会社は、その定めるところに従い、保険料を返還または請求します。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第23条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）②および第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当会社は、保険料を返還しません。

(51) 通算短期率適用契約に関する特約 (前年活動実績方式または平均活動日数方式用)

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。

第3条（所定の日）

前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款第23条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）②および第24条（保険料の返還－解除または解約の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当会社は、保険料は返還しません。

(52) 長期保険特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
保険料払込方法	保険証券記載の払込方法をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年末満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険料払込方法により払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、次のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。
 - ① その保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
 - ② その保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。
- (2) 保険契約者が(1)の第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、この特約の規定中「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第4条（第2回以降の保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ② 保険料払込方法が月払の場合に、払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）において、次回払込期日（注）に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (注) 払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の規定による解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日（注）
- (注) 払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。

第5条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条（保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、将来到来する払込期日の保険料を前

納することができます。

(2) (1) の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率（注）および方法により割り引きます。

(注) 年5分以内とします。

第7条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 普通保険約款第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法により保険料を返還または請求します。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、当会社がその事実を知った日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求し、当会社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法により保険料を返還または請求します。

① 保険料の払込方法が一時払の場合には、当会社は、未経過期間に対し、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し計算した保険料を返還または請求します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算した、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時からその保険年度末までの期間に対応する保険料を返還または請求し、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第13条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 普通保険約款第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法により保険料を返還または請求します。
- ① 保険料の払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前料率(注1)と変更後料率(注2)との差に基づき計算した未経過期間に対応する保険料を返還または請求します。
- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、変更前料率(注1)と変更後料率(注2)との差に基づき計算したその保険年度までの未経過期間に対応する保険料を返還または請求し、保険料率を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第8条 (保険料率の改定による保険料の取扱い)

保険期間の中途において、この保険の保険料率が改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の変更ならびに返還および請求を行いません。

第9条 (保険料の返還－失効の場合)

普通保険約款第16条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。ただし、普通保険約款第4条(死亡保険金のお支払い)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料払込方法ごとに次の方法により保険料を返還します。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合には、その保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。
- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還します。
- ③ ②において、被保険者が死亡した日の属する保険年度の保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者は、未払込保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) その保険年度において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条 (保険料の返還－解除の場合)

普通保険約款第12条(告知義務)(2)、第13条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)、第18条(保険契約者による保険契約の解約)、第19条(重大事由による解除)(1)、第20条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)および(3)またはこの特約第3条(第2回以降の保険料不払の場合の免責)もしくは第7条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に計算した額を返還します。

第11条 (普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第22条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- | |
|-------------------------------|
| ② 第23条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合） |
| ③ 第24条（保険料の返還－解除または解約の場合） |

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第4条（死亡保険金のお支払い）（1）	既に支払った後遺障害保険金がある場合は	その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は
② 第8条（当会社の責任限度額）	保険期間を通じ	各保険年度ごとに
③ 第11条（保険責任の始期および終期）（3）	保険料領収前	一時払保険料または第1回保険料領収前

（53）包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

＜用語の説明一定義＞

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
確定保険料	第4条（通知）（1）の規定による通知に基づき当会社が算出した保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（暫定保険料）

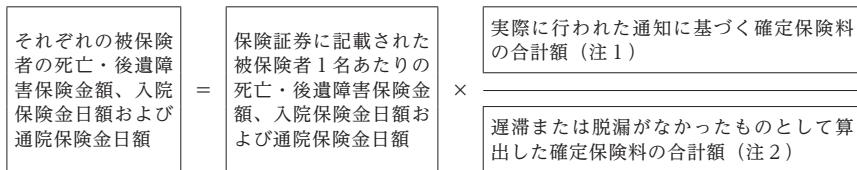
- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

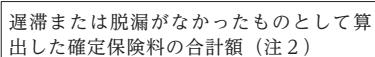
保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。



×



- (注1) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料をいいます。
- (注2) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額をいいます。
- (3) (2) の規定は、当会社が (2) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合、この規定は適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が (1) の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

(54) 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、((1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

それぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	保険証券に記載された被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	×	実際に行われた通知に基づく確定保険料の合計額（注1）
				遅滞または脱漏がなかったものとして算出した確定保険料の合計額（注2）

- (注1) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料をいいます。
- (注2) 遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額をいいます。
- (3) (2) の規定は、当会社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の中途で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（55）保険料確定特約（包括契約に関する特約用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に包括契約に関する特約が付帯されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（包括契約に関する特約の読み替え）

当会社は、この特約により、包括契約に関する特約第2条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第2条（保険料）」

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数（注1）、その他の当会社の定める事項に基づき当会社が算出した、保険料（注2）を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第11条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料（注2）領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注2）に適用するものとします。
(注1) 初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。
(注2) 保険証券記載の保険料をいいます。」

第3条（包括契約に関する特約の適用除外）

当会社は、この特約により、包括契約に関する特約第4条（通知）および第5条（確定保険料）の規定を適用しません。

(56) 共通団体傷害総合保険特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、保険契約者と保険証券記載の関係にある団体員をすべて被保険者とし、それら被保険者が普通保険約款第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（1被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額）

1 被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、保険証券記載の金額とします。

第4条（死亡保険金または後遺障害保険金の支払方法）

- (1) 当会社は、2名以上の被保険者が同一の事故により第2条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、各被保険者について算出したそれぞれの死亡保険金または後遺障害保険金の合計額が保険金額を超える場合は、保険金額にそれぞれの保険金の前記合計額に対する割合を乗じた額を各被保険者に支払います。
- (2) 当会社は、2名以上の被保険者が時を異にして第2条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その傷害に対して死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき場合には、第1次の傷害に対する保険金を支払った後に第2次の傷害に対する保険金を支払います。
- (3) 第3次以降の傷害に対する保険金の支払いについても、(2)の規定を準用します。

第5条（当会社の責任限度額）

当会社がすべての被保険者に対して支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、それぞれ合計して、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払方法）

当会社は、2名以上の被保険者が第2条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被った場合には、同一の事故によるものであると否とを問わず、各被保険者に対して普通保険約款第6条（入院保険金および手術保険金のお支払い）または第7条（通院保険金のお支払い）の規定を適用し、入院保

険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第7条（被保険者の増員または減員）

- (1) この保険契約の成立後、新たに団体員となった者がある場合は、(2) の規定により当会社が承認した時から被保険者となり、団体を脱退した者がある場合は、脱退した時から被保険者の資格を失います。
- (2) 保険契約者は、(1) の事実が発生した場合は、遅滞なく、これを当会社に通知して、当会社の承認を受けなければなりません。
- (3) 当会社は、(1) および(2) の場合において、新たに団体員となった者がある場合は、当会社が(2) の規定による承認をした日から保険期間の末日までの日数に対し日割により計算した保険料を追加保険料として請求し、また団体を脱退した者がある場合は、既経過期間に対し日割により計算した保険料を既収保険料から差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (4) (3) の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故により新たに団体員となった者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

(57) 訴訟の提起に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（訴訟の提起）

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第36条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

(58) 共同保険に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）以下「引受保険会社」といいます。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

VII 大同火災のしまんちゅ相談サービス利用規約

下記に概要とサービス提供にあたっての利用規約を掲載しています。サービスをご利用される前に必ずご一読ください。

しまんちゅ相談サービス（情報提供サービス）

サービスの対象となる方からの幅広いご相談・照会に応じ、医療・相続関連情報のご提供や、各種サービス・店舗等のご案内を行います（注）。

なお、保険契約が満期となり継続されていない場合等、サービスの提供ができないことがあります。サービス提供にあたり、オペレーターからいくつか確認事項がありますので、あらかじめご了承願います。

（注）案内を受けた各種サービス・店舗等への連絡費用、利用料は、ご利用される方のご負担となります。

しまんちゅ相談サービス利用規約

<用語の説明－定義>

この入院時相談サービスについて使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
傷害総合保険契約	「DAY-GO!けがの保険」または「トップ保険」契約をいいます。
個人契約	1契約あたりの被保険者が1名（家族）の契約をいいます。
記名式	申込書に被保険者氏名を記入する方式をいいます。
団体契約	1契約あたりの被保険者が2名（家族）以上の契約をいいます。
被保険者	傷害総合保険普通保険約款にて定める被保険者をいいます。
家族	配偶者、子、父母、兄弟姉妹、同居の親族をいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族をいいます。
サービス提供者	弊社の提携業者であるジャパンアシストインターナショナル株式会社をいいます。

1. しまんちゅ相談サービス利用規約について

本利用規約は、弊社の傷害保険をご契約されている契約者に対してご提供する電話相談サービスの事項を定めたものです。

2. しまんちゅ相談サービスの提供対象契約

弊社は、次表右欄に掲げるサービスを左欄に掲げる火災保険契約の提供対象サービスとします。

傷害保険契約	サービス
傷害総合保険契約において下記に該当する契約	しまんちゅ相談サービス
○個人契約 ○記名式の団体契約	

3. しまんちゅ相談サービスの利用対象者

本利用規約において、利用対象者とは次の（1）から（3）のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 対象契約の被保険者
- (2) 対象契約の被保険者のご家族
- (3) 上記（2）以外で弊社がしまんちゅ相談サービスの利用を認めた者

4. しまんちゅ相談サービスの内容と提供条件

提供条件	提供対象契約に加入していること。

サービスの内容		
医療相談	健康相談	病気の悩み、子育ての不安、生活習慣改善相談、女性医療相談、こころの相談、介護相談など
	緊急医療相談	受診の緊急性や受診までの措置についてのアドバイスなど
	医療機関案内	医療機関選定、診療時間や予約方法等の情報提供
	入院時相談	入院時の一般的なアドバイスや健康、治療に関するアドバイスなど
	予約制専門医相談	予約による専門科指導医への相談
	転院時移送手配	転院する際の移送の手配
相続相談	がん専用相談窓口	がんに関する相談
	相続相談	遺言書・成年後見・相続手続き・死後事務手続き等に関する相談、税理士・司法書士・弁護士等の専門家への相談
	税理士紹介	費用や相続にあたっての具体的な対応等の相談、税理士紹介、お見積り

5. しまんちゅ相談サービスの提供を行わない場合

- (1) サービス提供者は、利用対象者が正当な理由がなく、次の①から②までの利用者の義務に違反した場合は、しまんちゅ相談サービスの提供を行いません。
- ① 利用対象者は、しまんちゅ相談サービスの提供を受ける場合、サービス提供者の指示に従い、必要な協力をしなければなりません。
 - ② 利用対象者は、サービス提供者の判断により、本人確認、保険証券の確認、事故発生日の確認等を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (2) サービス提供者は、利用対象者の相談・照会の内容が次の①から⑦のいずれかに該当すると判断した場合、または提供が不可能もしくはしまんちゅ相談サービスの内容、趣旨等に照らして提供が不適切であると判断した場合には、しまんちゅ相談サービスの提供を行いません。
- ① 事故の相手方との折衝、示談または調停もしくは訴訟
 - ② 事故にかかる保険金の請求
 - ③ 訴訟で争いのある事実に関する事柄
 - ④ 個人の趣向、風評、効果または比較情報等の主観に基づく事柄
 - ⑤ 医療トラブルまたはこれに関係する恐れがある事柄
 - ⑥ 法令に反する事柄
 - ⑦ 海外の案内情報
- (3) サービス提供者は、情報の提供に伴う物品の搬入予約・申込およびサービス・施設等の利用予約・申込等の代行は行いません。
- (4) 情報の提供に伴う物品の搬入費用およびサービス・施設等の利用料についてはご利用される方のご負担となります。

6. しまんちゅ相談サービスの提供期間・受付時間および終了、中止または変更等について

- (1) しまんちゅ相談サービスの提供期間・受付時間は次の①から②のとおりとします。
- ① 提供期間は「4. しまんちゅサービスの内容と提供条件」に定める提供条件を満たしている期間に限ります。
 - ② 受付時間は下記のとおりです。

相談内容	受付時間
医療相談	24時間・365日
相続相談	午前10:00～午後6:00（土日・祝日および12/31～1/3を除きます。）

- (2) しまんちゅ相談サービスの内容は、弊社の都合により保険契約者および被保険者、利用対象者に予告することなく変更できるものとします。

7. 訴訟の提起および準拠法

- (1) 本規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

VII 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧

特約の番号	特 約	掲載頁	保険証券面の表示等
被保険者の範囲を変更する特約			
(1)	家族補償特約	37	その他の特約等の欄に「家族補償特約」の記載がある場合
(2)	夫婦補償特約	41	その他の特約等の欄に「夫婦補償特約」の記載がある場合
(3)	本人・親族補償特約	45	その他の特約等の欄に「本人・親族補償特約」の記載がある場合
傷害リスクの補償範囲を変更（制限・追加）する特約			
(4)	交通事故危険のみ補償特約	50	その他の特約等の欄に「交通事故危険のみ補償」の記載がある場合
(5)	交通事故危険のみ死亡・後遺障害保険金倍額支払特約	52	その他の特約等の欄に「交通事故危険のみ死亡・後遺障害倍額」の記載がある場合
(6)	自動車事故危険補償対象外特約	54	その他の特約等の欄に「自動車事故危険補償対象外」の記載がある場合
(7)	就業中の危険補償対象外特約	55	その他の特約等の欄に「就業中の危険補償対象外」の記載がある場合
(8)	就業中のみの危険補償特約	55	その他の特約等の欄に「就業中のみの危険補償」の記載がある場合
(9)	管理下中の傷害危険補償特約	55	その他の特約等の欄に「管理下中の傷害危険補償」の記載がある場合
(10)	往復途上傷害危険補償特約（管理下中の傷害危険補償特約用）	55	その他の特約等の欄に「往復途上傷害危険補償」の記載がある場合
(11)	ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	56	その他の特約等の欄に「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の記載がある場合
(12)	部位・症状別保険金支払特約	57	傷害事故の補償の部位・症状別保険金支払の欄に「○」の記載がある場合
(13)	傷害医療費用保険金支払特約	59	傷害事故の補償の傷害医療費用保険金支払の欄に「○」の記載がある場合
(14)	特別危険補償特約	63	その他の特約等の欄に「特別危険補償（運動危険A～D、特別危険A～H）」の記載がある場合
(15)	熱中症危険補償特約	64	その他の特約等の欄に「熱中症危険補償」の記載がある場合
(16)	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	64	その他の特約等の欄に「特定感染症補償（葬祭補償なし）」の記載がある場合
(17)	天災危険補償特約	71	その他の特約等の欄に「天災危険補償」の記載がある場合
(18)	後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約	71	その他の特約等の欄に「後遺障害等級限定（第3級以上）補償」の記載がある場合
(19)	後遺障害等級限定（第7級以上）補償特約	72	その他の特約等の欄に「後遺障害等級限定（第7級以上）補償」の記載がある場合
(20)	入院保険金支払限度日数変更特約	72	その他の特約等の欄に「入院保険金支払限度日数変更（30日）」の記載がある場合
(21)	通院保険金支払限度日数変更特約	72	その他の特約等の欄に「通院保険金支払限度日数変更（30日）」の記載がある場合

特約の番号	特 約	掲載頁	保険証券面の表示等
傷害リスク以外のリスクを補償する特約			
(22)	日常生活賠償責任特約	73	その他の補償の欄に「日常生活賠償責任」および「○」の記載がある場合
(23)	ハンター賠償責任補償特約	84	その他の補償の欄に「ハンター賠償責任」および「○」の記載がある場合
(24)	ゴルフ中の損害賠償責任危険のみ補償特約	86	その他の特約等の欄に「ゴルフ中の損害賠償責任危険のみ補償特約」の記載がある場合
(25)	携行品損害補償特約（傷害総合保険用）	87	その他の補償の欄に「携行品損害補償」および「○」の記載がある場合
(26)	ゴルフ用品損害補償特約	95	その他の特約等の欄に「ゴルフ用品損害補償特約」の記載がある場合
(27)	救援者費用等補償特約	96	その他の補償の救援者費用補償の欄に「○」の記載がある場合
(28)	ホームヘルパー費用補償特約	102	その他の補償のホームヘルパー費用補償の欄に「○」の記載がある場合
(29)	事業主費用補償特約	108	その他の補償の事業主費用補償の欄に「○」の記載がある場合
(30)	育英費用補償特約	113	その他の補償の育英費用補償の欄に「○」の記載がある場合
(31)	天災危険補償特約（育英費用補償特約用）	119	その他の特約等の欄に「天災危険補償（育英費用補償用）」の記載がある場合
(32)	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	120	その他の補償の欄に「ホールインワン・アルバトロス費用」および「○」の記載がある場合
(33)	訃報広告費用補償特約	127	その他の補償の欄に「訃報広告費用補償」および「○」の記載がある場合
(34)	訃報広告費用補償特約（本人のみ補償用）	132	その他の補償の欄に「訃報広告費用補償（本人のみ）」および「○」の記載がある場合
(35)	天災危険補償特約（訃報広告費用補償特約用）	132	その他の特約等の欄に「天災危険補償（訃報広告費用補償用）」の記載がある場合
保険料払込みに関する特約			
(36)	保険料分割払特約	133	その他の特約等の欄に「保険料分割払特約（一般用）」の記載がある場合
(37)	保険料分割払特約（一般団体用）	137	その他の特約等の欄に「保険料分割払特約（団体用）」の記載がある場合
(38)	保険料支払に関する特約	140	その他の特約等の欄に「保険料支払に関する特約」の記載がある場合
(39)	保険契約の継続に関する特約	141	その他の特約等の欄に「自動継続特約」の記載がある場合
(40)	初回保険料の口座振替に関する特約	143	その他の特約等の欄に「初回保険料口座振替特約」の記載がある場合
(41)	団体扱・集団扱に関する特約	146	その他の特約等の欄に「団体扱・集団扱に関する特約」の記載がある場合
保険金受取人変更に関する特約			
(42)	企業等の災害補償規定等特約	150	その他の特約等の欄に「企業等の災害補償規定等特約」の記載がある場合
(43)	死亡保険金支払に関する特約	151	その他の特約等の欄に「死亡保険金支払に関する特約」の記載がある場合
(44)	企業等の傷害保険金受取に関する特約	152	その他の特約等の欄に「企業等の傷害保険金受取に関する特約」の記載がある場合

特約の番号	特 約	掲載頁	保険証券面の表示等
契約方式に関する特約			
(45)	準記名式契約特約（全員付保） (同一保険金額)	152	他の特約等の欄に「準記名式（全員付保）」の記載がある場合
(46)	準記名式契約特約（全員付保） (職名等別保険金額)	153	他の特約等の欄に「準記名式（全員付保職名等別保険金額設定あり）」の記載がある場合
(47)	準記名式契約特約（一部付保） (同一保険金額)	154	他の特約等の欄に「準記名式（一部付保）」の記載がある場合
(48)	準記名式契約特約（一部付保） (職名等別保険金額)	155	他の特約等の欄に「準記名式（一部付保職名等別保険金額設定あり）」の記載がある場合
(49)	1割以内異動不精算特約	156	他の特約等の欄に「1割以内異動不精算」の記載がある場合
(50)	通算短期率適用契約に関する特約（団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用）	157	他の特約等の欄に「通算短期率」の記載があり、特定した活動日を基に保険料を算出するご契約の場合
(51)	通算短期率適用契約に関する特約（前年活動実績方式または平均活動日数方式用）	158	他の特約等の欄に「通算短期率」の記載があり、前年の活動実績または平均の活動実績を基に保険料を算出するご契約の場合
(52)	長期保険特約	158	他の特約等の欄に「長期契約」の記載がある場合
(53)	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算）	162	他の特約等の欄に「包括特約・毎月毎月」の記載がある場合
(54)	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算）	163	他の特約等の欄に「包括特約・毎月一括」の記載がある場合
(55)	保険料確定特約（包括契約に関する特約用）	164	他の特約等の欄に「保険料確定特約」の記載がある場合
(56)	共通団体傷害総合保険特約	165	他の特約等の欄に「共通団体傷害総合保険特約」の記載がある場合
(57)	訴訟の提起に関する特約	166	他の特約等の欄に「訴訟の提起に関する特約」の記載がある場合
(58)	共同保険に関する特約	166	他の特約等の欄に「共同保険特約」の記載がある場合

2. 運動危険・特別危険コード一覧

<運動危険コード一覧>

コード	運動種類
A	山岳登はん（下記Bに該当するものを除きます。）
B	山岳登はん（エベレスト、K2、マナスル等危険度の高い山の場合）
C	リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング
D	職務以外での航空機（*1）操縦、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*2）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 （*1）グライダーおよび飛行船を除きます。 （*2）ウルトラライト機、マイクロライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）を除きます。

<特別危険コード一覧>

コード	特別危険な職業	被保険者の有する危険
A	オートテクター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競走選手	オートバイ、自動車、モトクロス
B	自転車競走選手	

C	モーターボート競走選手（水上オートバイを含みます。）	モーターボート（水上モーターボートを含みます。）
D	猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）	
E	プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）	
F	力士	
G		ゴーカート
H		スノーモービル

3. 共同保険引受保険会社名称一覧

保険会社名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおいニ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	損ジャ興亜
AIG損害保険株式会社	AIG損保
楽天損害保険株式会社	楽天損保
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	JI傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田

この島の損保。

△ 大同火灾海上保険株式会社

【本 店】 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

【ホームページアドレス】 <http://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

○○® 0120-091-161 (通話料無料)

FAX. 098-863-5596

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記までご連絡ください。

○○® お問い合わせ・ご相談 ○○® 0120-671-071 (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

○○® 0120-331-308 (お客さま相談センター)

受付時間：午前9：00～午後5：00（土日・祝日および12/31～1/3を除きます。）

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

○○® ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9：15～午後5：00（土日・祝日および12/30～1/4を除きます。）

※ 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）